REPORT 2023

# JAのご案内

Japan Agricultural Cooperatives

大樹町農業協同組合

**お客様閲覧用**

# DISCLOSURE CONTENTS


ごあいさつ

**Ⅰ. JA大樹町の概要**

1. 経営理念・経営方針 1
2. 主要な業務の内容 2
3. 経営の組織 7
4. 社会的責任と地域貢献活動 10
5. リスク管理の状況 13
6. 自己資本の状況 17

**Ⅱ. 業 績 等**

1. 直近の事業年度における事業の概況 18
2. 最近5年間の主要な経営指標 19
3. 決算関係書類(2期分) 20

**Ⅲ. 信用事業**

1. 信用事業の考え方 47
2. 信用事業の状況 48
3. 貯金に関する指標 50
4. 貸出金等に関する指標 51
5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高 55
6. 有価証券に関する指標 56
7. 有価証券等の時価情報 57
8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 59
9. 貸出金償却の額 59

**Ⅳ. その他の事業**

1. 営農指導事業 60
2. 共済事業 61
3. 販売事業 63
4. 購買事業 64

**Ⅴ. 自己資本の充実の状況**

1. 自己資本の構成に関する事項 65
2. 自己資本の充実度に関する事項 67
3. 信用リスクに関する事項 69
4. 信用リスク削減手法に関する事項 73
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 75
6. 証券化エクスポージャーに関する事項 75
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 75
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 77
9. 金利リスクに関する事項 78

**Ⅵ. 連結情報**
1. 組合およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成 80
2. 連結事業概況(令和4年度) 81
3. 連結貸借対照表・連結損益計算書・連結キャッシュ・フロー計算書・連結注記表及び連結剰余金計算書 82
4. 連結事業年度の農協法に基づく開示債権の状況 110
5. 連結事業年度の最近5年間の主要な経営指標 111
6. 連結事業年度の事業別経常収支等 111
7. 連結自己資本の充実の状況 112

**Ⅶ. 役員等の報酬体系**
1. 役員 125
2. 職員等 126
3. その他 126

**Ⅷ. 財務諸表の正確性等にかかる確認** 127

**Ⅸ. 沿革・歩み** 128

**Ⅹ. 記載項目** 132

# ディスクロージャー誌

## ＪＡ大樹町 第75事業年度

令和４年３月１日～令和５年２月28日

# ご　挨　拶

大樹町の農業生産を維持、増産していくことは、経営体の戸数だけではなく、そこに働く農業従事者数が大きく関係しています。大樹町では平成６年から次々と法人経営体が設立されたことにより、町内で多くの雇用を生み出し、地域支援体制が新たに作り出されております。

また、法人経営体の成長によって地域の農地流動化が進んでいることも地域への波及効果としては大きなものがあります。経営スタイルに係わらず、地域に人を呼び込むために経営体と一体となって農業振興を図って行くことがＪＡとして重要であると考えており、その一助としてＴＭＲセンターと呼ばれる飼料の個別配送や、哺育・育成を外部委託化する哺育育成センター、そして粗飼料生産収穫等支援のコントラクター組織を設立して支援を行って参りました。

それぞれの家族経営は、作業を委託・分業化することにより、労働効率やゆとり農業を図ることが出来ます。今後もより一層、各経営体が新たな雇用を創出し、経営を変革することが出来れば、地域農業の活性化や発展に繋がるものと期待しています。

このような中で、ＪＡ大樹町では、ステップ目標となっていた生乳の年間総生産量10万トンを平成29年度に達成し、その後も順調に生産実績を伸ばし続けてきました。
第９次地域農業振興計画及びＪＡ中期経営計画で掲げた生乳生産12万トンは計画最終年の令和３年度に達成し、酪農畜産・農産を合わせた総販売支払高140億円についても達成することが出来ました。本年は第10次地域農業振興計画の２年目の年となりますが、今後も、地域産業の中核組織として地域に愛され、信頼されるＪＡとなるよう取り組んで参ります。

つきましては組合員の皆様を始め、関係各位の多大なるご理解とご支援に深く感謝申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和５年６月

大樹町農業協同組合
代表理事組合長　西川　久雄

# Ⅰ．JA大樹町の概要

## 1．経営理念・経営方針

（経営理念）

当組合は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新を図ります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、私たちは次の事を通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

○組織使命　～　JAの存在意義

1）組合員の営農と生活を守り、心豊かなくらし作りに貢献します。
2）消費者に安全・安心でおいしい農畜産物を提供します。
3）地域住民に、質の高いサービスを提供します。
4）地域の環境・文化・福祉に貢献します。

○経営姿勢　～　経営に取り組む基本姿勢

1）事業は「公正」、「誠実」を旨とします。
2）すべての物事の判断基準は、「組合員」・「利用者」の立場を起点とします。
3）「他者への配慮」の姿勢を持って、事業を運営します。
4）地域と共生する組織として、「社会的責任」を念頭に事業を運営します。

○行動規範　～　組織構成員の行動のあり方

1）常に「感謝の心」を忘れずに行動します。
2）時代の変化に対応し、「チャレンジ精神」で臨みます。
3）仕事の「プロフェッショナル」を目指します。
4）「コンプライアンス」に則り行動します。

（経営方針）

○農業振興と地域社会への貢献

農業をめぐる環境は農業従事者の高齢化等極めて厳しい状況になっています。JAには、地域農業の特性を活かした基本目標を設定し、これらの実践を通じて農家所得の向上、地域の活性化等が求められます。当JAは、「夢と活力ある農業・地域社会」の実現のため、地域特性を活かした農業振興と心のゆたかさを実感できる生活環境の提供に努めます。

○組合員と消費者の満足度向上

JAは日常生活のあらゆる場面に密着した事業を営んでいます。各種商品やサービスが多様化・高度化する中で、利用者のニーズは安全・安心でかつ健康志向になってきており、また、ゆとりを重視する傾向が見られます。当JAは、JAが提供するサービスの質を高め、組合員と消費者のニーズに応えた、真心のこもった商品・サービスの提供に努めます。

○信頼と期待に応える経営

部門別採算性の重視と、より効率的・効果的な事業運営を徹底します。当JAは、「強靭な経営体質」と「透明感のある組織運営」を構築するため、財務体質の健全性向上に努め、リスク管理態勢の確立とコンプライアンスを重視した職場づくりに取り組みます。

## 2. 主要な業務の内容

### 事業のご案内

### 信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

#### 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、総合口座、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

[貯金商品一覧]

| 種　類 | 期　間 | 預入金額 | 特　色　・　内　容 |
|---|---|---|---|
| 普通貯金<br>(普通貯金) | なし | 1円以上<br>(1円単位) | いつでも簡単に預け入れ、引き出しができ、回数の制限が有りません。 |
| (総合口座) | なし | 1円以上<br>(1円単位) | 普通貯金に定期貯金が一冊の通帳で管理ができます。<br>★自動融資：急な出費があっても定期貯金を中途解約する事なく定期貯金の90%(最高300万)まで自動的に融資、又、自動支払の際、普通貯金に残高不足の場合も自動融資で補います。 |
| (決済用) | なし | 1円以上<br>(1円単位) | 金利は無利息ですが、貯金保険制度により全額保護されます。<br>(特色は普通貯金、総合口座と同様) |
| 貯蓄貯金 | なし | 1円以上<br>(1円単位) | 預け入れ残高に応じ、金利が段階的にアップします。 |
| 納税準備貯金 | なし | 1円以上<br>(1円単位) | この商品は、国税・地方税等租税の支払いにあてるため受け入れいたします。 |
| 別段貯金 | なし | 1円以上<br>(1円単位) | この商品は、他の貯金科目で取り扱うことができない一時的預り金を受け入れます。 |
| 通知貯金 | (据置期間7日) | 5万円<br>(1円単位) | この商品は、一定の据置期間を定めて受入し、解約は予告期間を必要とします。 |
| 当座貯金 | なし | 1円以上<br>(1円単位) | 当座勘定規程に基づき、原則として小切手(又は手形)により払戻を行う貯金です。 |
| 定期貯金<br>(スーパー定期) | 1ヶ月以上<br>～5年以下 | 1円以上<br>(1円単位) | お預け入れ期間は短期(1ヶ月)から長期(5年)まで。<br>目的に合わせてお選び頂けます。預け入れ時の利率は満期まで変わりません。(個人のお客様には3年超えが半年複利となるため大変有利です) |
| (大口定期) | 1ヶ月以上<br>～5年以下 | 1千万円以上<br>(1円単位) | 1,000万円以上の大口資金の運用にご活用下さい。<br>お預け入れ期間は短期(1ヶ月)から長期(5年)まで。目的に合わせてお選び頂けます。満期まで利率は変わりません。 |
| (期日指定) | 最長3年<br>(預け入れより据置1年間) | 1円以上<br>(1円単位) | 1年を過ぎれば全部または一部をお引き出しができます。<br>1年毎の複利計算でお得です。預け入れ時の利率は満期まで変わりません。 |
| (変動金利) | 1年以上～3年以下 | 1円以上<br>(1円単位) | お預入日から半年毎に市場金利の動向に合わせて金利が変動します。 |
| 定期積金 | (1)6ヶ月以上～5年以下<br>(2)2年以上～5年以下 | 1,000円以上<br>(1,000円単位)<br>目標式は100円単位 | 目的に応じて計画的に貯蓄したい方に最適の商品です。<br>2種類4タイプの中からライフプランに合わせてお選び下さい。<br>(1)一　般　型：定額式<br>目標式<br>(2)満期分散型：Ⅰ型(貯蓄重視型)<br>Ⅱ型(満期先取型) |

## 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

[貸出商品一覧表]

| 種類 | | 内容 | 貸付先 | 担保・保証 | 期間 |
|---|---|---|---|---|---|
| 短期貸付金 | 貯金担保貸付金 | 定期貯金高の範囲貸付<br>設定金利の0.5%上乗貸付 | 組合員及び員外 | 定期貯金<br>定期積金 | 1年以内で満期日以内 |
| | 共済担保貸付金 | 解約返戻金の80%以内貸付<br>現状金利(1.990%) | | 解約返戻金等<br>各質権設定 | 1年以内 |
| 長期貸付金 | 農業経営拡大化資金 | 施設・家畜・農機具・農地・草地更新<br>住宅取得・運転資金<br>償還期限:20年以内(据置含む)<br>据置期間:3年以内<br>貸付限度:事業費の範囲以内<br>金　　利:変動(現状2.90%) | 正組合員 | 農業信用基金協会保証・担保は必要に応じて徴収 | |
| | フルスペックローン | 農機具の購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金<br>償還期限:15年以内(据置含む)<br>据置期間:2年以内<br>貸付限度:事業費の範囲以内<br>金　　利:変動(現状2.60%) | 正組合員 | 農業信用基金協会保証・担保は必要に応じて徴収 | |
| | 農業経営ステップアップローン | 施設・家畜・農機具・農地・草地更新・運転資金<br>償還期限:25年以内(据置含む)<br>据置期間:5年以内<br>貸付限度:事業費の範囲以内<br>金　　利:変動(現状2.90%) | 正組合員 | 農業信用基金協会保証・担保は必要に応じて徴収 | |
| | その他制度資金 | 施設・家畜・農機具・農地等取得 | 正組合員 | 同　上 | |
| | JAマイカーローン | 自動車購入、点検整備、車検購入に係る諸費用・共済掛金<br>貸付限度:10万円以上1000万円以内<br>貸付期間:6ヶ月以上10年以内<br>金　　利:変動(現状2.60%) | 組合員である個人 | 農業信用基金協会保証 | |
| | JA教育ローン | 組合員が教育施設に就学予定または就学中の子弟を有すること<br>貸付限度:10万円以上1000万円以内<br>貸付期間:6ヶ月以上15年以内<br>金　　利:変動(現状1.90%) | 組合員である個人 | 農業信用基金協会保証 | 高校以上の入学金・授業料・施設費・アパート家賃等 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | ＪＡ住宅ローン | 住宅の新築、土地の購入、新築住宅の購入、中古住宅の購入、住宅の増改築<br>貸付限度：10万円以上10,000万円以内<br>貸付期間：3年以上40年以内<br>金　　利：(固定型)<br>当初3年間0.6%<br>4年目～10年目 1.2%<br>11年目以降 1.6%<br>金　　利：(固定変動選択型)<br>3年固定型 0.6%<br>5年固定型 1.05%<br>10年固定型 1.15%<br>※以降の金利は窓口にて確認下さい。 | 組合員である個人 | 農業信用基金協会保証・担保は融資対象物件に原則として第1順位の抵当権設定 | |

### 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

### 国債窓口販売

国債（利付・割引国庫債券）の窓口販売は、**現在取り扱っておりません。**

### サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービスなど取り扱っています。
また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫などでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

[サービス・その他商品一覧表]

| 種　類 | 内　容　・　特　色 |
|---|---|
| 為替業務 | JAは系統機関（各都道府県信連・農林中央金庫）又、全国の銀行・信用金庫・信用組合にお金の支払い、受領に関して金融機関を通して決済ができ、利用者にとって手間がかからず大変便利なシステムです。 |
| 口座振替 | 公共料金（NHK受信料・水道料金）をはじめ、新聞代金等を貴方の貯金口座から自動的に振替いたします。<br>（各種税金・電話料・NHK受信料・電話料金・クレジット代金等） |
| 自動受取 | 国民年金・厚生年金等、一度お手続きをするだけで毎回、貴方の『貯金口座』にお振り込みされます。 |
| 給与振込 | 給与支払事務の省力化にご利用下さい。 |

## 共済事業

### ・・・・・

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。
JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

[主な商品]

1. 長期共済：養老生命共済・こども共済・建物更生共済・終身共済・年金共済・定期生命共済
　がん共済・医療共済・定期医療共済・介護共済・生活障害共済
2. 短期共済：火災共済・傷害共済・自動車共済・自賠責共済

## 営農指導事業

### ・・・・・

営農指導事業は、JA事業の原点とも言える最も重要な事業です。
その内容は、「営農及び技術改善指導」「生活改善事業」「教育情報活動」「組織農政活動」の大きく4つの柱からなり、この活動費用の一部は正組合員からの賦課金で賄なわれるほかは、全てJAの収益によって賄われます。
営農指導事業活動は、直接的にはJAに経済的利益をもたらしませんが、他の主要事業と結合して強化推進の役割を担うと共に、組合員の協同活動の促進に極めて重要な役割を果たしています。

## 経済事業

〔農業関連事業〕

◇販売事業

組合員の生産した農畜産物の集出荷、選別、販売などを担い、組合員がより高い農業所得を確保することを目的として、JAが組合員に代わり一元集荷を行い、共同で多元販売を行う事業です。

営農指導部門と連携して、計画生産・計画出荷の体制を確立し、固定需要の維持確保に努めると共に、市場の開拓拡大にも努めて安定した農業経営の維持に貢献しています。

また、消費地の需要や要望を生産者に伝達して需要に応じた生産を誘導するほか、生産履歴の記帳などにより、安全でかつ安心な農畜産物を供給して、消費地の信頼性確保に努めています。

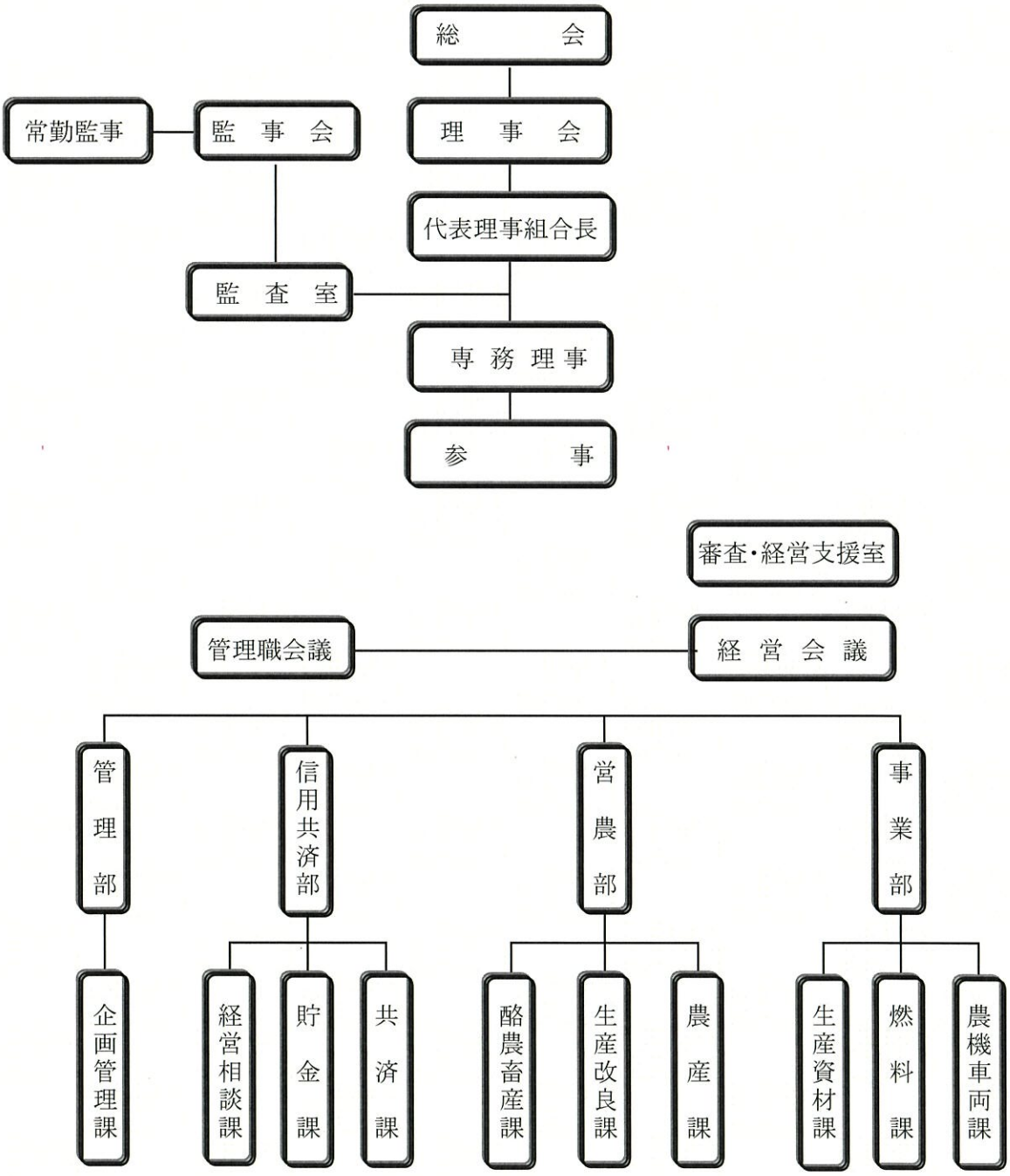
〔購買事業〕

購買事業は、肥料や農薬などの生産資材の供給、農業機械や車両の供給と修理、灯油や軽油などの燃料油脂の供給が主な事業です。

「購買事業」の原点は単に「物を売る」ことではなく、組合員の必要な物資を共同で購入して安定的に供給することにあり、コスト低減や仕入条件の優位性確保の面から「予約購買」「とりまとめ購買」などを積極的に実施しており、これはJA購買事業の特色でもあります。

## 3. 経営の組織

### ① 組織機構図　（令和5年6月1日現在）



## ② 組合員数

| | | 3年度末 | 4年度末 | 増　減 |
|---|---|---|---|---|
| 正組合員数 | | 281 | 283 | 2 |
| | 個　人 | 241 | 242 | 1 |
| | 法　人 | 40 | 41 | 1 |
| 准組合員数 | | 825 | 802 | △ 23 |
| | 個　人 | 802 | 779 | △ 23 |
| | 法　人 | 23 | 23 | |
| 合　計 | | 1,106 | 1,085 | △ 21 |

## ③ 組合員組織の状況

（令和5年5月現在）

| 組織名 | 代表者名 | 構成員数 |
|---|---|---|
| 大樹町農協青年部 | 山口寿斗 | 44 人 |
| 大樹町農協女性部 | 姉﨑美紀 | 103 人 |
| 大樹町酪農部会 | 田中伸一 | 94 人 |
| 大樹町畑作部会 | 立川敏広 | 39 人 |
| 大樹町種子生産部会 | 菊地繁雄 | 11 人 |
| 大樹町和牛生産改良組合 | 片岡　豪 | 32 人 |
| 大樹町農民協議会 | 水下英治 | 131 人 |
| 大樹町乳牛改良同志会 | 木村達也 | 42 人 |
| 大樹町農家労働力対策協議会 | 高野芳博 | 131 人 |
| 大樹地区てん菜育苗生産組合 | 高野芳博 | 6 人 |

当JAの組合員組織を記載しています。

## ④ 地区一覧

北海道広尾郡大樹町一円

## ⑤ 理事及び監事の氏名及び役職名

### 役員一覧

（令和5年6月現在）

| 役員 | 氏名 | 役員 | 氏名 |
|---|---|---|---|
| 代表理事組合長 | 西川久雄 | 参事兼務理事 | 角屋貴之 |
| 専務理事兼信用担 | 太田福司 | 代表監事 | 坂根昌幸 |
| 理事 | 山下善一 | 監事 | 坂井将応 |
| 理事 | 山下益雄 | 常勤監事（員 | 河村俊彦 |
| 理事 | 半谷克幸 | | |
| 理事 | 大石尚志 | | |
| 理事 | 服部康一 | | |
| 理事 | 岡本　透 | | |

## ⑥ 会計監査人

みのり監査法人

当組合は、農協法第37条の２の規定に基づき、当組合の計算書類、すなわち貸借対照表・損益計算書・剰余金処分案および注記表ならびにその附属明細書については、みのり監査法人の監査を受けております。

## ⑦ 事務所の名称及び所在地

### 店舗一覧

（令和5年6月現在）

| 店　舗　名 | 住　　所 | 電 話 番 号 | CD/ATM設置台数 |
|---|---|---|---|
| 本　　所 | 〒089-2152　広尾郡大樹町西本通33番地2 | 01558-6-3131 | ATM1台 |

（店舗外CD・ATM設置台数　0台）

## ⑧ 特定信用事業代理業者及び共済代理店の状況

（令和5年6月現在）

| 区分 | 氏名又は名称<br>（商号） | 主たる事務所の所在地 | 代理業を営む営業所<br>又は事業所の所在地 |
|---|---|---|---|
| 共済代理店 | (有)三浦自動車工業 | 広尾郡大樹町鏡町1番地42 | 広尾郡大樹町鏡町1番地42 |

## 4. 社会的責任と地域貢献活動

| 開示項目例 | 開示内容 |
|---|---|
| ◆ 全般に関する事項 | |
| ■ 協同組織の特性 | 当組合は、大樹町内を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。<br><br>当組合の資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。<br><br>当組合では資金を必要とする組合員の皆様や、地方公共団体などにもご利用いただいております。<br><br>当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。<br><br>また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。 |
| 組合員数 | 1,085人 |
| 出資金 | 1,025百万円 |
| 1. 地域からの資金調達の状況 | |
| ■ 貯金積金残高 | 26,597百万円 |
| ■ 貯金商品 | ○普通貯金<br>○貯蓄貯金<br>○納税準備貯金<br>○別段貯金<br>○定期貯金<br>（スーパー定期、大口定期、期日指定、変動金利）<br>○定期積金 |

| 開示項目例 | 開示内容 |
| --- | --- |
| 2. 地域への資金供給の状況 | |
| ■ 貸出金残高 | （単位；百万円）<br>組合員等 4,457<br>地方公共団体 －<br>その他 15 |
| ■ 制度融資取扱状況 | ○農業近代化資金<br>○農業経営基盤強化資金<br>○畜産特別資金 |
| ■ 融資商品 | ○貯金担保貸付金<br>○共済担保貸付金<br>○農業経営拡大化資金<br>○フルスペックローン<br>○農業経営ステップアップローン<br>○その他制度資金<br>○JAマイカーローン<br>○JA教育ローン<br>○JA住宅ローン |

| 開示項目例 | 開示内容 |
| --- | --- |
| 3. 文化的・社会的貢献に関する事項 | |
| 文化的・社会的貢献に関する事項 | ○各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援<br>○小学校食育事業の実施<br>○年金相談会の開催 |
| 利用者ネットワーク化への取り組み | ○年金友の会<br>（ゲートボール大会・パークゴルフ大会・文芸とゲームの集いの開催） |
| 情報提供活動 | ○農協だより等のJA広報誌の発行<br>○インターネットやFAXを通じた、組合員等利用者への情報提供 |
| 店舗体制 | ○本所 |

| 開示項目例 | 開示内容 |
| --- | --- |
| 4. 地域貢献に関する事項（地域との繋がり） | |
| 地域貢献に関する事項 | ○地域密着型金融への取り組み<br>○農業者等の経営支援に関する取組み方針<br>○農業者等の経営支援に関する態勢整備<br>○農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援<br>○ライフサイクルに応じた担い手支援<br>○経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み |
| 農業振興活動 | ○安全・安心な農産物づくりへの取り組み<br>○農業関係融資の状況<br>○町内各種催事への参加、食育への取組み |

## 5. リスク管理の状況

### リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくために、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に融資審査部門を設置し連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ 内部監査の体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAのすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。

監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 法令遵守の体制（コンプライアンスの取組みについて）

○基本方針

当JAは昭和23年の創業以来「JAとして社会の望むこと及び時代の要請に応じた業務活動を通じて、地域経済・社会の発展に寄与し公共的使命と社会的責任を全うしていく」ことを基本理念に掲げこの基本理念を実現していくことが社会的責任を全うすることと考えております。

一方、利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

関係法令をはじめとして、定款、規約、組織内部の各種規程・要領・手続等を遵守することは社会の公器であることから、当JAとしてはそれらの遵守を役職員一人一人の最低限の義務と考えております。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

●運営体制

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、JA内にコンプライアンス推進委員を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効性のある推進に努めています。

組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

また、以下に掲げた具体策等を通じ、法令遵守の取組体制の強化を図っています。

- 員外監事の登用
- 学経理事の登用
- 理事会・監事の業務監視機能による相互牽制体制
- 顧問弁護士との契約
- 融資審査体制の整備
- 監査室の設置
- 朝礼・経営会議等での組合長からの訓示
- 役職員の法務研修派遣の実施
- 法令等の内部勉強会の実施

## 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な内容に努め、苦情等の解決を図ります。
当JAの苦情等受付窓口（電話：01558-6-3131（月～金　9時から17時））

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業
札幌弁護士会（電話：011-251-7730）
①の窓口またはJAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。
なお、札幌弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業
（一社）日本共済協会　共済相談所（電話：03－5368-5757）
（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部0120-159-700）
（公財）日弁連交通事故相談センター（電話：本部0570-078325）
（公財）交通事故紛争処理センター（電話：東京本部03-3346-1756）
日本弁護士連合会　弁護士保険ADR
（https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html）

## 6. 自己資本の状況

### ① 自己資本比率の充実

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年2月末における自己資本比率は、19.79%となりました。

### ② 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○ 普通出資による資本調達額

| 項　　目 | 内　　容 |
|---|---|
| 発 行 主 体 | 大樹町農業協同組合 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| コア資本にかかる基礎的項目に算入した額 | 1,025百万円（前年度1,012百万円） |

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「Ⅴ 自己資本の充実の状況」に記載しております。

# Ⅱ. 業 績 等

## 1. 直近の事業年度における事業の概況

令和4年は、雪解けが早く春作業は順調に進み、春先からの干ばつが心配されましたが、6月以降は降雨もあり一番草は良質粗飼料が確保されました。しかしながら、以降は連日、曇天、多雨に見舞われ二番草の収穫は大幅に遅れることとなりました。飼料用とうもろこしは、倒伏被害の影響は無かったものの、天候不順の影響から、収量・品質が懸念されましたが、一定量の良質飼料の確保となりました。

生乳生産量では、生産抑制の状況下の中、114,174トンの実績となり、前年実績対比で5.6%の減産となり過去に経験のない生産コストの上昇や個体価格の暴落という厳しい情勢の中、生産者各位の抑制へのご協力と日々のご努力に対しましては、頭が下がる思いであります。また、前述しました個体相場においては、牡犢・育成・初妊牛等を始め、デーリィビーフについても、生産抑制の影響を受け大きく値を下げることとなりました。一方で肉用牛相場においては、一定の需要はみられたものの、相場はやや低迷し、前年を下回って推移しました。

畑作物におきましては、生育期の日照不足や多雨により小麦は7.6俵、小豆は、さび病や落葉病の影響を受け小粒、てん菜においても褐斑病、黒根病での低糖分、馬鈴しょも小玉傾向となり、青果類については市場相場に恵まれたものの、平年作を下回る収量となり、総じて全ての畑作物について、平年作を下回る一年となりました。

さて、農業を取り巻く情勢を見ますと、長引くコロナウイルス感染症が依然として猛威を振るった一年となり、道内では過去最大の感染者数を記録するなど、一昨年に増して農畜産物の消費の低迷の影響を受けました。また、国際紛争により、世界の食糧需給にも影響を与え、国内経済の低迷を招き急激な円安の進行が問題ともなりました。これら様々な要因から、肥料や飼料を始めとした生産資材費の高騰は、私たちの農業経営に深刻な問題となりました。今なお余談を許さない課題が山積されており、JAグループは更なる強い結集力で、国内農業を守るべく、一層効果的な対策に取り組んで参ります。

前述の営農部門以外を総括しますと、まず、信用事業においては、経営相談業務の充実を図り、PJチームによる営農相談の支援強化を図りました。

生産資材事業では、持続的な営農活動への支援として系統の安定供給機能の推進、燃料事業では独自キャンペーンを実施すると共に、取りまとめ購買の推進と安定供給に努めました。また、農機車両課では、車検台数の維持に努めたほか、巡回推進の継続実施を行い、利用者満足の向上に取り組みました。

総合管理部門においては、初年度にあたる第10次地域農業振興計画及びJA中期経営計画の実績管理や検証、人づくりビジョン、不祥事の未然防止に継続して取り組みました。

この様な取組により、取扱販売高は141億7千万円となり、組合員皆様の日々のご努力と関係機関の指導の賜と感謝する次第であります。

この結果、当期剰余金は253,533,553円となり、前期繰越剰余金から会計方針の変更による影響額を差し引いた当期未処分剰余金は283,324,547円となりました。この剰余金から、150,000,000円を事業分量配当し、出資配当は、払込済出資金に対し1%の10,063,190円、利益準備金に60,000,000円、任意積立金に20,754,285円を積み立てし、翌年に42,507,072円を繰り越しすることとなりました。

以上、組合員の皆様のご理解とご支援に深く感謝申し上げ、総括概況と致します。

## 2. 最近5年間の主要な経営指標

（単位：百万円、人、％）

| | 30年度 | 31年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 経常収益 | 9,725 | 10,273 | 9,709 | 10,770 | 4,975 |
| 信用事業収益 | 243 | 250 | 244 | 240 | 227 |
| 共済事業収益 | 96 | 96 | 93 | 92 | 95 |
| 農業関連事業収益 | 9,146 | 9,674 | 9,161 | 10,180 | 4,262 |
| その他事業収益 | 240 | 253 | 211 | 258 | 391 |
| 経常利益 | 162 | 172 | 206 | 215 | 294 |
| 当期剰余金（注） | 169 | 151 | 176 | 177 | 253 |
| 出資金 | 1,010 | 1,002 | 998 | 1,012 | 1,025 |
| 出資口数 | 1,010,401 | 1,005,583 | 1,000,119 | 1,015,712 | 1,027,485 |
| 純資産額 | 2,911 | 2,943 | 3,013 | 3,101 | 3,230 |
| 総資産額 | 31,249 | 32,071 | 32,806 | 33,969 | 34,295 |
| 貯金等残高 | 23,507 | 24,609 | 25,727 | 26,815 | 26,597 |
| 貸出金残高 | 4,415 | 4,344 | 4,945 | 4,441 | 4,472 |
| 有価証券残高 | － | － | ― | ― | ― |
| 剰余金配当金額 | 110 | 110 | 110 | 110 | 160 |
| 出資配当の額 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 事業利用分量配当の額 | 100 | 100 | 100 | 100 | 150 |
| 職員数 | 85人 | 88人 | 93人 | 95人 | 90人 |
| 単体自己資本比率 | 19.60% | 17.84% | 17.73% | 18.95% | 19.79% |

注1） 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
注2）「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

## 3. 決算関係書類(2期分)

### 貸借対照表

(単位：千円)

| 科目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 科目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| (資産の部) | | | (負債の部) | | |
| 1 信用事業資産 | 28,775,482 | 29,065,548 | 1 信用事業負債 | 28,030,134 | 27,749,780 |
| (1) 現金 | 146,167 | 104,572 | (1) 貯金 | 26,815,135 | 26,597,123 |
| (2) 預金 | 24,009,805 | 24,318,844 | (2) 借入金 | 1,077,755 | 998,519 |
| 系統預金 | 23,738,290 | 24,168,095 | (3) その他の信用事業負債 | 64,188 | 88,619 |
| 系統外預金 | 271,515 | 150,749 | 未払費用 | 6,689 | 4,900 |
| (3) 有価証券 | － | － | その他の負債 | 57,499 | 83,719 |
| 国債 | － | － | (4) 債務保証 | 73,056 | 65,519 |
| (4) 貸出金 | 4,440,503 | 4,472,482 | | | |
| (5) その他の信用事業資産 | 118,073 | 115,437 | 2 共済業負債 | 47,424 | 42,286 |
| 未収収益 | 116,178 | 112,518 | (1) 共済借入金 | － | － |
| その他の資産 | 1,895 | 2,919 | (2) 共済資金 | 14,936 | 10,078 |
| (6) 債務保証見返 | 73,056 | 65,519 | (3) 未経過共済付加収入 | 32,308 | 31,992 |
| (7) 貸倒引当金 | △ 12,122 | △ 11,306 | (4) 共済未払費用 | 180 | 216 |
| 2 共済事業資産 | 0 | 0 | 3 経済事業負債 | 2,095,798 | 2,504,149 |
| (1) 共済貸付金 | － | － | (1) 支払手形 | － | － |
| (2) その他の共済事業資産 | 0 | 0 | (2) 経済事業未払金 | 2,095,798 | 2,493,318 |
| (3) 貸倒引当金 | 0 | 0 | (3) その他の経済事業負債 | － | 10,831 |
| 3 経済事業資産 | 2,260,030 | 2,311,967 | 4 雑負債 | 549,101 | 623,462 |
| (1) 受取手形 | 984 | 929 | (1) 未払法人税等 | 27,356 | 35,175 |
| (2) 経済事業未収金 | 1,311,150 | 1,351,105 | (2) リース債務 | 411,446 | 358,013 |
| (3) 経済受託債権 | 45,345 | 55,208 | (3) その他の負債 | 110,299 | 230,274 |
| (4) 棚卸資産 | 375,761 | 457,817 | 5 諸引当金 | 145,269 | 144,757 |
| 購買品 | 252,874 | 337,820 | (1) 賞与引当金 | 18,756 | 18,952 |
| 販売品 | 102,262 | 91,690 | (2) 退職給付引当金 | 87,075 | 81,802 |
| その他の棚卸資産 | 20,625 | 28,307 | (3) 役員退職慰労引当金 | 39,438 | 44,003 |
| (5) リース投資資産 | 532,618 | 451,777 | | | |
| (6) その他の経済事業資産 | 0 | 778 | 負債の部合計 | 30,867,726 | 31,064,434 |
| (7) 貸倒引当金 | △ 5,828 | △ 5,647 | (純資産の部) | | |
| 4 雑資産 | 325,439 | 362,189 | 1 組合員資本 | 3,100,623 | 3,230,002 |
| (1) 組勘未決済勘定 | 0 | 0 | (1) 出資金 | 1,011,781 | 1,025,226 |
| (2) その他の雑資産 | 325,439 | 362,189 | (2) 利益剰余金 | 2,090,769 | 2,223,683 |
| 5 固定資産 | 1,315,142 | 1,260,721 | 利益準備金 | 1,195,500 | 1,235,500 |
| (1) 有形固定資産 | 1,314,566 | 1,260,145 | 肥料協同購入準備金 | 9,314 | 9,314 |
| 建物 | 2,282,854 | 2,293,588 | 金融基盤強化積立金 | 335,000 | 335,000 |
| 機械装置 | 473,043 | 483,755 | 後継者育成基金積立金 | 33,483 | 33,483 |
| リース資産 | 531 | 0 | 税効果積立金 | 32,062 | 32,062 |
| 土地 | 215,247 | 215,247 | 特別積立金 | 275,000 | 295,000 |
| その他有形固定資産 | 89,631 | 100,935 | 当期未処分剰余金 | 210,410 | 283,324 |
| 減価償却累計額 | △ 1,746,740 | △ 1,833,380 | (うち当期剰余金) | (177,360) | (253,534) |
| (2) 無形固定資産 | 576 | 576 | (3) 処分未済持分 | △ 1,927 | △ 18,907 |
| 6 外部出資 | 1,260,524 | 1,261,470 | 2 評価・換算差額等 | 239 | 199 |
| (1) 外部出資 | 1,261,024 | 1,261,970 | (1) その他有価証券評価差額金 | 239 | 199 |
| 系統出資 | 934,645 | 934,645 | | | |
| 系統外出資 | 303,179 | 303,125 | | | |
| 子会社等出資 | 23,200 | 24,200 | | | |
| (2) 外部出資等損失引当金 | △ 500 | △ 500 | | | |
| 7 繰延税金資産 | 31,971 | 32,740 | 純資産の部合計 | 3,100,862 | 3,230,201 |
| 資産の部合計 | 33,968,588 | 34,294,635 | 負債及び純資産の部合計 | 33,968,588 | 34,294,635 |

## 損益計算書

（単位：千円）

| 科　　目 | 令和3年度 | 令和4年度 | 科　　目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1　事業総利益 | 1,099,552 | 1,186,315 | (9)　生乳検査事業収益 | 266,763 | 261,509 |
| 事業収益 | 10,765,369 | 4,975,472 | (10)　生乳検査事業費用 | 166,245 | 164,948 |
| 事業費用 | 9,665,818 | 3,789,157 | 生乳検査事業総利益 | 100,518 | 96,561 |
| (1)　信用事業収益 | 240,392 | 226,970 | (11)　農機車両事業収益 | 1,097,897 | 475,179 |
| 資金運用収益 | 213,963 | 199,128 | (12)　農機車両事業費用 | 981,723 | 354,026 |
| （うち預金利息） | (706) | (573) | 農機車両事業総利益 | 116,174 | 121,153 |
| （うち受取奨励金） | (112,984) | (103,167) | (13)　生産改良事業収益 | 367,695 | 371,183 |
| （うち受取特別配当金） | (0) | (0) | (14)　生産改良事業費用 | 293,344 | 299,097 |
| （うち貸出金利息） | (97,240) | (86,007) | 生産改良事業総利益 | 74,351 | 72,086 |
| （うちその他受入利息） | (3,033) | (9,381) | (15)　営農指導事業収入 | 257,590 | 391,045 |
| 役務取引等収益 | 8,425 | 9,812 | (16)　営農指導事業支出 | 299,944 | 433,300 |
| その他経常収益 | 18,004 | 18,030 | 営農指導収支差額 | △ 42,354 | △ 42,255 |
| (2)　信用事業費用 | 45,896 | 45,302 | 2　事業管理費 | 915,581 | 930,243 |
| 資金調達費用 | 14,600 | 13,417 | (1)　人件費 | 637,603 | 640,963 |
| （うち貯金利息） | (6,125) | (5,969) | (2)　業務費 | 51,116 | 59,082 |
| （うち給付補てん備金繰入） | (14) | (4) | (3)　諸税負担金 | 17,550 | 18,524 |
| （うち借入金利息） | (8,438) | (7,408) | (4)　施設費 | 202,888 | 205,205 |
| （うちその他支払利息） | (23) | (36) | (5)　その他事業管理費 | 6,424 | 6,469 |
| その他経常費用 | 31,296 | 31,885 | 事業利益 | 183,971 | 256,072 |
| （うち貸倒引当金戻入益） | (△ 2,087) | (△ 814) | 3　事業外収益 | 39,858 | 39,413 |
| 信用事業総利益 | 194,496 | 181,668 | (1)　受取雑利息 | 639 | 553 |
| (3)　共済事業収益 | 92,461 | 95,199 | (2)　受取出資配当金 | 11,050 | 11,054 |
| 共済付加収入 | 86,303 | 88,983 | (3)　賃貸料 | 19,260 | 20,390 |
| 共済貸付金利息 | － | － | (4)　雑収入 | 8,909 | 7,416 |
| その他の収益 | 6,158 | 6,216 | 4　事業外費用 | 8,865 | 1,654 |
| (4)　共済事業費用 | 4,888 | 5,214 | (1)　支払雑利息 | 13 | 12 |
| 共済借入金利息 | － | － | (2)　寄付金 | 1,270 | 350 |
| 共済推進費 | 121 | 104 | (3)　棚卸差損 | － | － |
| その他の費用 | 4,767 | 5,110 | (4)　貸倒引当金繰入（事業外） | 63 | 98 |
| （うち貸倒引当金戻入益） | (0) | (0) | (5)　貸倒引当金戻入益（事業外） | － | － |
| 共済事業総利益 | 87,573 | 89,985 | (6)　雑損失 | 7,519 | 1,194 |
| (5)　購買事業収益 | 7,090,874 | 2,611,513 | 経常利益 | 214,964 | 293,831 |
| 購買品供給高 | 6,864,735 | 2,403,324 | 5　特別利益 | 200 | 0 |
| その他の収益 | 226,139 | 208,189 | (1)　固定資産処分益 | 200 | － |
| (6)　購買事業費用 | 6,762,959 | 2,161,642 | (2)　一般補助金 | － | － |
| 購買品供給原価 | 6,495,335 | 2,076,458 | (3)　その他の臨時利益 | － | － |
| 購買品配達費 | 31,200 | 29,894 | 6　特別損失 | 3,993 | 0 |
| その他の費用 | 236,424 | 55,290 | (1)　固定資産処分損 | 3,993 | 0 |
| （うち貸倒引当金繰入額） | △ 71 | △ 164 | (2)　固定資産圧縮損 | － | － |
| 購買事業総利益 | 327,915 | 449,871 | (3) その他の臨時損失 | 0 | 0 |
| (7)　販売事業収益 | 1,356,917 | 569,017 | 税引前当期利益 | 211,171 | 293,831 |
| 販売品販売高 | 1,094,948 | 326,090 | 7　法人税・住民税及び事業税 | 29,442 | 37,029 |
| 販売手数料 | 186,165 | 175,703 | 8　過年度法人税等追徴税額 | | |
| その他の収益 | 75,804 | 67,224 | 9　法人税等調整額 | 4,369 | 3,268 |
| (8)　販売事業費用 | 1,116,038 | 351,771 | 当期剰余金 | 177,360 | 253,534 |
| 販売品供給原価 | 1,057,004 | 297,321 | 前期繰越剰余金 | 28,681 | 40,312 |
| 販売費 | 37,212 | 34,640 | 会計方針の変更による累積影響額 | － | △ 10,521 |
| その他の費用 | 21,822 | 19,810 | 後継者育成積立金取崩額 | － | － |
| （うち貸倒引当金戻入益） | (△ 223) | (△ 387) | 税効果積立金取崩額 | 4,369 | － |
| 販売事業総利益 | 240,879 | 217,246 | 当期未処分剰余金 | 210,410 | 283,325 |

## 剰余金処分計算書

（単位：千円、％）

| 科　　目 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|---|---|
| 1　当期未処分剰余金 | 210,410 | 283,325 |
| 2　剰余金処分額 | 170,098 | 240,818 |
| (1) 利益準備金 | 40,000 | 60,000 |
| (2) 任意積立金 | 20,000 | 20,755 |
| （税効果積立金） | — | (755) |
| （特別災害積立金） | (20,000) | (20,000) |
| （後継者育成積立金） | — | — |
| (3) 出資配当金 | 10,098 | 10,063 |
| (4) 事業分量配当金 | 100,000 | 150,000 |
| 3　次期繰越剰余金 | 40,312 | 42,507 |

注）1. 出資配当金の配当率は、次のとおりです。

| 令和3年度 | 1.0% | 令和4年度 | 1.0% |
|---|---|---|---|

2. 次期繰越剰余金には教育情報繰越金の以下の繰越額が含まれています。

| 令和3年度 | 10,000千円 | 令和4年度 | 15,000千円 |
|---|---|---|---|

3. 任意積立金における目的積立金の積み立て目的及び積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

| 種類 | 積立目的 | 積立目標金額 | 取崩基準 |
|---|---|---|---|
| 肥料協同購入積立金 | 肥料価格の期中変動があった場合、組合員の負担軽減を図り、組合員の経営安定に資することを目的 | 9,314,310 | 肥料価格が期中に上昇し、組合員に相当の負担が発生した場合、積立額を限度として価格上昇相当額を理事会に付議し取崩す。 |
| 金融基盤強化積立金 | 金融自由化に伴い競争力ある農協金融事業の確立のため | 貸付金残高の5/1000以上 | 積立額を限度として理事会に付議し取崩す。 |
| 後継者育成積立金 | 後継者育成のため | 53,580,221 | 積立額を限度として理事会に付議し取崩す。 |
| 税効果積立金 | 繰延税金資産の回収可能性の見直し及び税率の引き下げに伴う繰延税金資産の取崩しに係る支出 | 当期に発生した法人税等調整額（含む過年度税効果調整額）の残高金額 | 目的が発生した時、理事会に付議し取崩す。 |
| 特別災害積立金 | 激甚災害等での農業被害の損失補填及び災害等に備えた施設等の整備のため | 100,000,000 | 激甚災害等が発生した時、理事会に付議し取崩す。 |

## □　注　記　表（３年度）

### １．重要な会計方針

**（１）有価証券の評価基準及び評価方法**

①子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

②その他有価証券

〔時価のあるもの〕

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

〔時価のないもの〕

移動平均法による原価法

**（２）棚卸資産の評価基準及び評価方法**

①購買品　売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用）

②販売品　総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③その他の棚卸資産（加工品、原材料）　総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

**（３）固定資産の減価償却の方法**

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備除く）及び平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

②リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

**（４）引当金の計上基準**

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実積率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

②外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

④退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

**（５）収益及び費用の計上基準**

①貸手側のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

貸手となっている所有権移転ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

**（６）消費税及び地方消費税の会計処理の方法**

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**（７）その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項**

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

（追加情報）

改正企業会計基準第 24 号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法及び共同計算に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しております。

## ２．表示方法の変更

### （１）会計上の見積り開示会計基準の適用初年度

新設された農業協同組合法施行規則第126条の３の２にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

## ３．会計上の見積りに関する注記

### （１）繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額　　31,970千円

②その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画等を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### （２）固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額　　0千円

②その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画等を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## ４．貸借対照表関係

### （１）資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は118,638千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物　3,813千円、機械及び装置　114,825千円

### （２）子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額　　62,394千円

子会社等に対する金銭債務の総額　　172,573千円

（３）役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額　190,809千円

理事および監事に対する金銭債務はありません。

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の２第２項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ　金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ　金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ　役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

（４）貸出金に含まれるリスク管理債権

①貸出金のうち破綻先債権額、延滞債権額は41,449千円です。

なお、「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税施行令第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金です。

②貸出金のうち、３か月以上延滞債権額は15,785千円です。

なお、「３か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３か月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）です。

③貸出金のうち貸出条件緩和債権額はありません。

なお、「貸出条件緩和債権」とは、債務者の再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他の債権者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３か月以上延滞債権に該当しないものです。

④　①～③の合計額は57,234千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

５．損益計算書関係

（１）子会社等との取引高の総額

| | |
|---|---|
| 子会社等との取引による収益総額 | 90,208千円 |
| うち事業取引高 | 90,208千円 |
| 子会社等との取引による費用総額 | 316,296千円 |
| うち事業取引高 | 316,296千円 |

（２）棚卸資産評価の状況

販売品販売原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより次の棚卸評価損（△1,941千円）が含まれています。

| | |
|---|---|
| 前期末　簿価切下げ額（戻入額） | △6,809千円 |
| 当期末　簿価切下げ額 | 4,867千円 |
| 相殺後の簿価切下げ額 | △1,941千円 |

## 6．金融商品関係

### （1）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けています。

②金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ　信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、経営相談課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ　市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見直しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08％下落したものと想定した場合には、経済価値が2,482千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ　資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

**（２）金融商品の時価に関する事項**

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しております。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|
| 預金 | 24,009,805 | 24,010,206 | 401 |
| 貸出金（＊１） | 4,472,872 | | |
| 貸倒引当金（＊２） | △12,122 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 4,460,751 | 4,553,893 | 93,142 |
| | 28,470,556 | 28,564,099 | 93,543 |
| 経済事業未収金 | 1,311,150 | | |
| 貸倒引当金（＊３） | △5,828 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 1,305,322 | 1,305,322 | |
| リース債権 | 532,618 | 531,130 | △1,488 |
| 外部出資 | 413 | 413 | |
| 資　産　計 | 30,308,908 | 30,400,964 | 92,055 |
| 貯金 | 26,815,136 | 26,811,794 | △3,341 |
| 借入金 | 1,077,755 | 1,100,025 | 22,270 |
| 経済事業未払金 | 2,095,798 | 2,095,798 | |
| リース債務 | 411,446 | 411,034 | △411 |
| 負　債　計 | 30,400,135 | 30,418,652 | 18,517 |

（＊１）貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している福利厚生資金32,369千円を含めております。

（＊２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊３）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

イ　預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、ＯＩＳ（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ　外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

ハ　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をＯＩＳで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ニ　経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権、期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ　貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをＯＩＳで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ　借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をＯＩＳで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ　経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額（単位：千円）

| | |
|---|---|
| 外部出資（＊） | 1,261,024 |
| 外部出資等損失引当金 | 500 |
| 引当金控除後 | 1,260,524 |

＊外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

④金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超２年以内 | ２年超３年以内 |
|---|---|---|---|
| 預金 | 24,009,805 | － | － |
| 貸出金（＊１、２） | 1,298,933 | 625,594 | 523,104 |
| 経済事業未収金（＊３） | 1,310,132 | － | － |
| リース債権 | 143,059 | 112,318 | 93,139 |
| 合　計 | 26,761,929 | 737,912 | 616,242 |

| | ３年超４年以内 | ４年超５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|
| 預金 | － | － | － |
| 貸出金（＊１、２） | 391,874 | 326,692 | 1,290,890 |
| 経済事業未収金（＊３） | － | － | － |
| リース債権 | 79,866 | 49,609 | 54,627 |
| 合　計 | 471,740 | 376,301 | 1,345,517 |

（＊１）貸出金のうち、当座貸越281,113千円については「１年以内」に含めております。また、福利厚生貸付金15,518千円については「５年超」に含めております。

（＊２）貸出金のうち、３ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等15,785千円は償還の予定が見込まれないため、含まれておりません。

（＊３）経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,018千円は償還の予定が見込まれないため、含まれておりません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：円）

| | １年以内 | １年超２年以内 | ２年超３年以内 |
|---|---|---|---|
| 貯金（＊１） | 24,060,247 | 1,349,872 | 873,126 |
| 借入金 | 156,950 | 140,715 | 124,710 |
| リース債務 | 108,672 | 87,083 | 70,891 |
| 合　計 | 24,325,869 | 1,577,669 | 1,068,727 |

| | ３年超４年以内 | ４年超５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|
| 貯金（＊１） | 199,454 | 332,438 | － |
| 借入金 | 109,990 | 97,511 | 447,879 |
| リース債務 | 61,357 | 29,302 | 54,141 |
| 合　計 | 370,801 | 459,251 | 502,020 |

（＊１）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めて開示しております。

## ７．有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

### （１）有価証券の時価、評価差額に関する事項

①その他有価証券で時価のあるもの　（単位：千円）

| 種類 | | 取得原価又は償却原価 | 貸借対照表計上額 | 評価差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価 | 株　式 | 83 | 413 | 330 |
| 又は償却原価を超えるもの | 合　計 | 83 | 413 | 330 |

なお、上記評価差額から繰延税金負債91千円を差し引いた額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

## 8．退職給付関係

### （1）採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、ＪＡ全国共済会との契約によるＪＡ退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### （2）退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | | |
|---|---|---|
| 期首における退職給付引当金 | △102,249千円 | |
| ①退職給付費用 | 22,293千円 | |
| ②退職給付の支払額 | 9,108千円 | |
| ③特定退職共済制度への拠出金 | △16,228千円 | |
| 調整額合計 | 15,173千円 | ①から③の合計 |
| 期末における退職給付債務 | △87,075千円 | 期首＋調整額 |

### （3）退職給付債務及び年金資金の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | | |
|---|---|---|
| 退職給付債務 | △366,868千円 | |
| ②特定退職共済制度（ＪＡ全国共済会） | 279,794千円 | |
| ③未積立退職給付債務 | △87,075千円 | ①から②の合計 |
| ④貸借対照表上額純額 | △87,075千円 | |
| ⑤退職給付引当金 | △87,075千円 | |

### （4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|---|---|
| ①勤務費用の額 | 22,293千円 |
| ① | |

### （5）特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金8,044千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和２年５月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、95,289千円となっています。

## 9．税効果会計関係

### （1）繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

| | |
|---|---|
| 貸倒引当金超過額 | 282千円 |
| 賞与引当金 | 5,188千円 |
| 退職給付引当金 | 24,085千円 |
| 役員退職慰労金引当金 | 10,908千円 |

| | |
|---|---|
| その他 | 8,019千円 |
| 繰延税金資産小計 | 48,482千円 |
| 評価性引当額 | △16,421千円 |
| 繰延税金資産合計　（A） | 32,061千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △91千円 |
| 繰延税金負債合計　（B） | △91千円 |
| 繰延税金資産の純額（A）＋（B） | 31,970千円 |

（2）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 27.66% |
| （調整） | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.30% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.72% |
| 事業分量配当金 | △13.10% |
| 住民税均等割・事業税率差異等 | 0.26% |
| 評価性引当額の増減 | 0.48% |
| その他 | 1.13% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 16.01% |

## □ 注　記　表（４年度）

１．重要な会計方針

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

②その他有価証券

〔時価のあるもの〕

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

〔時価のないもの〕

移動平均法による原価法

（２）棚卸資産の評価基準及び評価方法

①購買品　売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用）

②販売品　総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③その他の棚卸資産（原材料、家畜授精棚卸品）　総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（３）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備除く）及び平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

（４）引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実積率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

②外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方

法により、必要と認められる額を計上しています。

③賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

④退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

**（５）収益及び費用の計上基準**

①収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）（以下、収益認識に関する会計基準等）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・生乳検査事業

生乳検査施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・利用事業

主にコントラクター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・生産改良事業

乳用牛や肉用牛等の授精等を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、授精等

の役務の提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②貸手側のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

貸手となっている所有権移転ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

**（6）消費税及び地方消費税の会計処理の方法**

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**（7）その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項**

①事業別収益：事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、利用事業収益のうち、当組合が代理人として農機購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

③共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

**2．会計方針の変更**

**（1）収益認識に関する会計基準等の適用**

当組合は、収益認識に関する会計基準等を当事業年度の期首から適用しており、以下の通り会計処理方法の一部を見直しています。なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

（全道共計等に委託した販売事業の収益を共計全体の進捗率を用いて認識）

販売事業のうち全道共計等へ委託して販売する小麦、澱原馬鈴薯及び大豆について、従来は集荷した時点で収益を認識しておりましたが、全道共計等の販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の販売事業収益が 3,712 千円増加し、販売事業総利益が 3,712 千円増加しております。これにより、事業収益が 3,712 千円増加し、事業利益、経常

利益及び税引前当期利益がそれぞれ3,712千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高が10,521千円減少しております。

（代理人取引について、収益の計上を総額から純額に変更）

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が5,882,853千円、購買事業費用が5,882,853千円減少、販売事業収益が448,060千円、販売事業費用が448,060千円減少、利用事業収益が428,945千円、利用事業費用が428,945千円減少しております。これにより、事業収益が6,759,858千円、事業費用が6,759,858千円減少しております。

**（２）時価の算定に関する会計基準等の適用**

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

**３．表示方法の変更**

**（１）経済事業未収収益及び前受収益の表示区分の変更**

収益認識会計基準等の適用により、当年度より従来雑資産に計上していた経済事業未収収益を経済事業資産のその他の経済事業資産に計上しております。同様に、従来雑負債に計上していた経済事業前受収益を経済事業負債のその他の経済事業負債として計上しております。

**４．会計上の見積りに関する注記**

**（１）繰延税金資産の回収可能性**

①当事業年度の計算書類に計上した金額　32,740千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

**（２）固定資産の減損**

①当事業年度の計算書類に計上した金額　0千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画等を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

**（３）貸倒引当金**

①当事業年度の計算書類に計上した金額　貸倒引当金　17,647千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ　算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ　主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ　翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

**（４）買取豆の在庫評価**

①当事業年度の計算書類の計上の基礎とした金額　棚卸資産評価損（買取豆のみの金額）5,365千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

素俵の時価評価については、決算日時点の新聞相場を基礎としており、等級に応じて過去の販売実績等に基づき必要な加減算をして算出しております。

この仮定は将来の不確実な相場の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

**５．貸借対照表関係**

**（１）資産に係る圧縮記帳額**

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は118,638千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物　3,813千円、機械及び装置　114,825千円

**（２）子会社等に対する金銭債権及び金銭債務**

子会社等に対する金銭債権の総額　55,205千円

子会社等に対する金銭債務の総額　153,591千円

**（３）役員に対する金銭債権・債務の総額**

理事および監事に対する金銭債権の総額　137,792千円

理事および監事に対する金銭債務はありません。

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の２第２項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ　金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ　金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ　役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

**（４）債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳**

①債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は40,315千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

②債権のうち、三月以上延滞債権は14,186千円、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額（①及び②の合計額）は54,501千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## ６．損益計算書関係

**（１）子会社等との取引高の総額**

| | |
|---|---|
| 子会社等との取引による収益総額 | 95,373千円 |
| うち事業取引高 | 95,373千円 |
| 子会社等との取引による費用総額 | 284,865千円 |
| うち事業取引高 | 284,865千円 |

**（２）棚卸資産評価の状況**

販売品販売原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより次の棚卸資産評価損（5,365千円）が含まれています。

| | |
|---|---|
| 前期末　簿価切下げ額（戻入額） | △4,867千円 |
| 当期末　簿価切下げ額 | 10,232千円 |
| 相殺後の簿価切下げ額 | 5,365千円 |

## 7．金融商品関係

### （1）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けています。

②金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ　信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、経営相談課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ　市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見直しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.05％下落したものと想定した場合には、経済価値が1,788千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ　資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定

的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

**（２）金融商品の時価に関する事項**

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|
| 預金 | 24,318,844 | 24,309,686 | △9,158 |
| 貸出金 | 4,472,482 | | |
| 貸倒引当金（＊１） | △11,307 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 4,461,175 | 4,494,021 | 32,846 |
| | 28,780,019 | 28,803,707 | 23,688 |
| 経済事業未収金 | 1,351,105 | | |
| 貸倒引当金（＊２） | △5,647 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 1,345,458 | 1,345,458 | |
| リース債権 | 451,777 | 450,544 | △1,233 |
| 外部出資 | 359 | 359 | |
| 資　産　計 | 30,577,613 | 30,600,068 | 22,454 |
| 貯金 | 26,597,123 | 26,575,344 | △21,779 |
| 借入金 | 998,519 | 992,373 | △6,146 |
| 経済事業未払金 | 2,493,318 | 2,493,318 | |
| リース債務 | 358,013 | 357,006 | △1,007 |
| 負　債　計 | 30,446,973 | 30,418,041 | △28,932 |

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ　預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、ＯＩＳ（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ　外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

ハ　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をＯＩＳで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ニ　経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権、期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ　貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをＯＩＳで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ　借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をＯＩＳで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ　経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

| | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 外部出資 | 1,261,970千円 |
| 外部出資等損失引当金 | 500千円 |
| 引当金控除後 | 1,261,470千円 |

④金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超２年以内 | ２年超３年以内 |
|---|---|---|---|
| 預金 | 24,318,844 | － | － |
| 貸出金（＊１、２） | 1,580,332 | 547,369 | 415,512 |
| 経済事業未収金（＊３） | 1,349,842 | － | － |
| リース債権 | 119,007 | 103,736 | 90,639 |
| 合　計 | 27,368,025 | 651,105 | 506,151 |

| | ３年超４年以内 | ４年超５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|
| 預金 | － | － | － |
| 貸出金（＊１、２） | 351,038 | 284,286 | 1,279,759 |
| 経済事業未収金（＊３） | － | － | － |
| リース債権 | 56,740 | 33,623 | 48,035 |
| 合　計 | 407,778 | 317,909 | 1,327,794 |

（＊１）貸出金のうち、当座貸越621,302千円については「１年以内」に含めております。

（＊２）貸出金のうち、３ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等14,186千円は償還の予定が見込まれないため、含まれておりません。

（＊３）経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,263千円は償還の予定が見込まれないため、含まれておりません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超２年以内 | ２年超３年以内 |
|---|---|---|---|
| 貯金（＊１） | 24,065,250 | 874,182 | 871,359 |
| 借入金 | 144,188 | 128,169 | 113,446 |
| リース債務 | 92,005 | 79,383 | 69,640 |
| 合　計 | 24,301,443 | 1,081,734 | 1,054,445 |

| | ３年超４年以内 | ４年超５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|
| 貯金（＊１） | 300,004 | 486,328 | － |
| 借入金 | 100,962 | 88,926 | 422,828 |
| リース債務 | 37,570 | 32,251 | 47,165 |
| 合　計 | 438,536 | 607,505 | 469,993 |

（＊１）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めて開示しております。

## ８．有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

### （１）有価証券の時価、評価差額に関する事項

①その他有価証券で時価のあるもの　（単位：千円）

| 種類 | | 取得原価又は償却原価 | 貸借対照表計上額 | 評価差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの | 株　式 | 83 | 359 | 276 |
| | 合　計 | 83 | 359 | 276 |

なお、上記評価差額から繰延税金負債76千円を差し引いた額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

## ９．退職給付関係

### （１）採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、ＪＡ全国共済会との契約によるＪＡ退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### （２）退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | | |
|---|---|---|
| 期首における退職給付引当金 | △87,075千円 | |
| ① 退職給付費用 | △22,595千円 | |
| ② 退職給付の支払額 | 9,781千円 | |
| ③ 特定退職共済制度への拠出金 | 18,087千円 | |
| 調整額合計 | 5,273千円 | ①から③の合計 |
| 期末における退職給付債務 | △81,802千円 | 期首＋調整額 |

### （３）退職給付債務及び年金資金の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | | |
|---|---|---|
| ① 退職給付債務 | △364,650千円 | |
| ② 特定退職共済制度（ＪＡ全国共済会） | 282,847千円 | |
| ③ 未積立退職給付債務 | △81,802千円 | ①から②の合計 |
| ④ 貸借対照表上額純額 | △81,802千円 | |
| ⑤ 退職給付引当金 | △81,802千円 | |

### （４）退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|---|---|
| ①勤務費用の額 | 22,595千円 |

### （５）特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金8,044千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和４年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、78,137千円となっています。

## １０．税効果会計関係

### （１）繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金超過額 | 349千円 |
| 賞与引当金 | 5,242千円 |
| 退職給付引当金 | 22,626千円 |
| 役員退職慰労金引当金 | 12,171千円 |
| その他 | 10,518千円 |
| 繰延税金資産小計 | 50,906千円 |
| 評価性引当額 | △18,091千円 |
| 繰延税金資産合計　（Ａ） | 32,815千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △76千円 |

| | |
|---|---|
| 繰延税金負債合計　（B） | △76千円 |
| 繰延税金資産の純額（A）＋（B） | 32,739千円 |

（２）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 27.66% |
| （調整） | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.23% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.52% |
| 事業分量配当金 | △14.12% |
| 住民税均等割・事業税率差異等 | 0.74% |
| 評価性引当額の増減 | 0.57% |
| その他 | △0.85% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 13.71% |

１１．収益認識に関する注記

（１）収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記　収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

１２．キャッシュ・フロー計算書に関する注記

（１）キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

## ■ 部門別損益計算書

［令和３年度］

（単位：千円）

| 区　　分 | 計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 営農指導事業 | 共通管理費等 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業収益　① | 10,770,589 | 240,392 | 56,598 | 10,216,009 | 257,590 | |
| 事業費用　② | 9,671,038 | 45,896 | 2,628 | 9,322,570 | 299,944 | |
| 事業総利益③（①－②） | 1,099,551 | 194,496 | 53,970 | 893,439 | △ 42,354 | |
| 事業管理費④ | 915,580 | 126,811 | 37,619 | 669,723 | 81,427 | |
| うち人件費 | 638,801 | 95,320 | 27,634 | 436,479 | 79,368 | |
| うち業務費 | 49,918 | 10,150 | 2,979 | 35,978 | 811 | |
| うち諸税負担金 | 17,550 | 3,109 | 811 | 13,630 | 0 | |
| うち施設費 | 202,887 | 16,346 | 5,884 | 179,484 | 1,173 | |
| （うち減価償却費⑤） | 99,679 | 7,587 | 3,819 | 87,867 | 406 | |
| うちその他事業管理費 | 6,424 | 1,886 | 311 | 4,152 | 75 | |
| ※うち共通管理費等⑥ | | 58,158 | 15,435 | 202,037 | － | △ 275,630 |
| （うち減価償却費⑦） | | 7,482 | 1,985 | 25,992 | － | △ 35,459 |
| 事業利益　⑧（③－④） | 183,971 | 67,685 | 16,351 | 223,716 | △ 123,781 | |
| 事業外収益　⑨ | 40,391 | 8,381 | 2,225 | 29,785 | 0 | |
| うち共通分　⑩ | | 8,381 | 2,225 | 29,115 | 0 | △ 39,721 |
| 事業外費用　⑪ | 9,397 | 1,984 | 526 | 6,887 | 0 | |
| うち共通分　⑫ | | 1,984 | 526 | 6,887 | － | △ 9,397 |
| 経常利益 ⑬（⑧＋⑨－⑪） | 214,965 | 74,082 | 18,050 | 246,614 | △ 123,781 | |
| 特別利益　⑭ | 200 | 42 | 11 | 147 | 0 | |
| うち共通分　⑮ | | 42 | 11 | 147 | 0 | △ 1,820 |
| 特別損失　⑯ | 3,994 | 843 | 224 | 2,927 | 0 | |
| うち共通分　⑰ | | 843 | 224 | 2,927 | － | △ 33 |
| 税引前当期利益 ⑱（⑬＋⑭－⑯） | 211,171 | 73,281 | 17,837 | 243,834 | △ 123,781 | |
| 営農指導事業分配賦額　⑲ | | 26,118 | 6,932 | 90,731 | | |
| 営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ⑳（⑱－⑲） | 211,171 | 47,163 | 10,905 | 153,103 | | |

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

［令和４年度］

（単位：千円）

| 区　　分 | 計 | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 営農指導事業 | 共通管理費等 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業収益　① | 11,346,086 | 227,785 | 95,199 | 10,632,057 | 391,045 | |
| 事業費用　② | 10,159,771 | 46,117 | 5,214 | 9,675,140 | 433,300 | |
| 事業総利益③（①－②） | 1,186,315 | 181,668 | 89,985 | 956,917 | △ 42,255 | |
| 事業管理費④ | 930,243 | 115,877 | 58,266 | 681,133 | 74,967 | |
| うち人件費 | 646,834 | 87,892 | 45,857 | 440,736 | 72,349 | |
| うち業務費 | 53,211 | 9,013 | 4,206 | 39,572 | 420 | |
| うち諸税負担金 | 18,525 | 2,576 | 1,334 | 14,615 | 0 | |
| うち施設費 | 205,204 | 15,404 | 6,349 | 181,253 | 2,198 | |
| （うち減価償却費⑤） | 101,462 | 7,888 | 3,425 | 89,800 | 349 | |
| うちその他事業管理費 | 6,469 | 992 | 520 | 4,957 | 0 | |
| ※うち共通管理費等⑥ | | 49,095 | 25,760 | 228,199 | － | △ 303,054 |
| （うち減価償却費⑦） | | 6,527 | 3,425 | 30,339 | － | △ 40,291 |
| 事業利益　⑧（③－④） | 256,072 | 65,791 | 31,719 | 275,784 | △ 117,222 | |
| 事業外収益　⑨ | 40,008 | 6,203 | 3,255 | 30,550 | 0 | |
| うち共通分　⑩ | | 6,203 | 3,255 | 28,832 | 0 | △ 38,290 |
| 事業外費用　⑪ | 2,237 | 362 | 190 | 1,685 | 0 | |
| うち共通分　⑫ | | 362 | 190 | 1,685 | － | △ 2,237 |
| 経常利益 ⑬（⑧＋⑨－⑪） | 293,843 | 71,632 | 34,784 | 304,649 | △ 117,222 | |
| 特別利益　⑭ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| うち共通分　⑮ | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 特別損失　⑯ | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| うち共通分　⑰ | | 0 | 0 | 0 | － | 0 |
| 税引前当期利益 ⑱（⑬＋⑭－⑯） | 293,843 | 71,632 | 34,784 | 304,649 | △ 117,222 | |
| 営農指導事業分配賦額　⑲ | | 18,990 | 9,964 | 88,268 | | |
| 営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ⑳（⑱－⑲） | 293,843 | 52,642 | 24,820 | 216,381 | | |

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

1．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

| | | |
|---|---|---|
| ３年度 | 共通管理費等 | 各部門の利益金割合で配分しています。 |
| | 営農指導事業 | 同上 |
| ４年度 | 共通管理費等 | 同上 |
| | 営農指導事業 | 同上 |

2．配賦割合（１の配賦基準で算出した配賦の割合）

| | | 信用事業 | 共済事業 | 農業関連事業 | 生活その他事業 | 営農指導事業 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３年度 | 共通管理費等 | 21.1 | 5.6 | 73.3 | － | | 100% |
| | 営農指導事業 | 21.1 | 5.6 | 73.3 | － | | 100% |
| ４年度 | 共通管理費等 | 16.2 | 8.5 | 75.3 | － | | 100% |
| | 営農指導事業 | 16.2 | 8.5 | 75.3 | － | | 100% |

# Ⅲ. 信 用 事 業

## 1. 信用事業の考え方

### ① 貸出運営の考え方

JAでは農家生活の向上や農業生産力の増強など、農業及び地域経済の発展を支えるべく、組合員の必要とする資金の貸出しを行っております。
貸付にあたっては、みなさまからお預かりした貯金を原資に貸付けを行っており、一部の組合員だけにかたよらないように、一組合員当たりの貸付限度を毎年設定し、貸出先の適正な審査を実施しております。また、併せて地域のみなさまの生活にお役に立つよう資金の貸出しの推進も積極的に行ってまいります。

### ② JAバンクシステムについて

JAバンクシステムとは、ペイオフ解禁や金融大競争時代に柔軟に対応し、より便利で安心なJAバンクになるため、全国のJA・信連・農林中央金庫の総合力を結集し、JAバンク法※1に基づいた、実質的に「ひとつの金融機関」※2として活動していく新たな取組のことです。
このJAバンクシステムを活用し、全体の高度化、専門化などを進め、組合員・利用者の皆さまの満足度をより高めていきます。

※1 JAバンク法（再編強化法）… 「JAバンクシステムが確実に機能し、JAバンク全体としての信頼性の向上のための法制度面での裏づけとして整備された法律です。

※2 ひとつの金融機関 …… JAバンクはJAバンク会員（JA・都道府県段階での信連・農林中央金庫）で構成されるグループ名です。JAバンクはグループ全体のネットワークと総合力で、組合員、利用者の皆さまに、より身近でより便利なメインバンクとなることを目指しています。

## 2. 信用事業の状況

### 利益総括表

（単位：百万円、％）

| | 3年度 | 4年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 資金運用収支 | 199 | 186 | △ 13 |
| 役務取引等収支 | 8 | 10 | 2 |
| その他信用事業収支 | △ 13 | △ 14 | △ 1 |
| 信用事業粗利益 | 194 | 182 | △ 12 |
| 信用事業粗利益率 | 0.72 | 0.64 | △ 0.08 |
| 事業粗利益 | 1,100 | 1,186 | 86 |
| 事業粗利益率 | 3.52 | 3.62 | 0.10 |
| 事業純益 | 185 | 256 | 71 |
| 実質事業純益 | 202 | 272 | 70 |
| コア事業純益 | 202 | 272 | 70 |
| コア事業純益（投資信託解約損益を除く。） | 202 | 272 | 70 |

注1）事業粗利益は、全事業の事業総利益の合計額に必要な調整を行った額です。

注2）信用事業粗利益率（％）は次の算式により計算しております。
〔信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100〕

注3）事業粗利益率（％）は次の算式により計算しております。
〔事業粗利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高 ×100〕

### 資金運用収支の内訳

（単位：百万円、％）

| | 3年度 | | | 4年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平均残高 | 利息 | 利回り | 平均残高 | 利息 | 利回り |
| 資金運用勘定 | 26,788 | 211 | 0.78 | 28,185 | 190 | 0.67 |
| うち預金 | 21,875 | 114 | 0.52 | 23,483 | 104 | 0.44 |
| うち有価証券 | | | | | | |
| うち貸出金 | 4,913 | 97 | 1.97 | 4,702 | 86 | 1.83 |
| | 平均残高 | 利息 | 利回り | 平均残高 | 利息 | 利回り |
| 資金調達勘定 | 26,436 | 14 | 0.05 | 26,606 | 13 | 0.05 |
| うち貯金・定期積金 | 25,760 | 6 | 0.02 | 25,888 | 6 | 0.02 |
| うち借入金 | 676 | 8 | 1.18 | 718 | 7 | 0.97 |
| 総資金利ざや | 0.47 | | | 0.37 | | |

注1）総資金利ざやは、次の算式により計算しております。
〔資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）〕

注2）経費率は、次の算式により計算しております。
〔信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金）平均残高×100〕

## 受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

| | 3年度増減額 | 4年度増減額 |
|---|---|---|
| 受取利息 | 3 | △ 11 |
| うち預金 | △ 1 | 0 |
| うち有価証券 | | |
| うち貸出金 | 4 | △ 11 |
| 支払利息 | △ 3 | △ 1 |
| うち貯金・定期積金 | △ 1 | 0 |
| うち譲渡性貯金 | | |
| うち借入金 | △ 2 | △ 1 |
| 差　引 | 6 | △ 10 |

注1）増減額は前年度対比です

## 利益率

（単位：%）

| | 3年度 | 4年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 総資産経常利益率 | 0.69 | 0.90 | 0.21 |
| 資本経常利益率 | 7.33 | 9.78 | 2.45 |
| 総資産当期純利益率 | 0.57 | 0.77 | 0.20 |
| 資本当期純利益率 | 6.05 | 8.44 | 2.39 |

注1）次の算式により計算しております。
総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高 ×　100
資本経常利益率　＝経常利益／純資産勘定平均残高 ×100
総資産当期純利益率＝当期純利益（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
資本当期純利益率＝当期純利益（税引後）／純資産勘定平均残高 ×100

## 3. 貯金に関する指標

### 科目別貯金平均残高

（単位：百万円、％）

| | 3年度 | 4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 流動性貯金 | 17,775 (69.0%) | 18,256 (70.5%) | 481 |
| 定期性貯金 | 7,985 (31.0%) | 7,633 (29.5%) | △ 352 |
| その他の貯金 | (　%) | (　%) | |
| 計 | 25,760 (100%) | 25,889 (100%) | 129 |
| 譲渡性貯金 | (　%) | (　%) | |
| 合計 | 25,760 (100%) | 25,889 (100%) | 129 |

注1）流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
注2）定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
注3）(　)内は構成比です。

### 定期貯金残高

（単位：百万円、％）

| | 3年度 | 4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 定期貯金 | 7,894 (100%) | 7,630 (100%) | △ 264 |
| うち固定金利定期 | 7,894 (100%) | 7,630 (100%) | △ 264 |
| うち変動金利定期 | (　%) | (　%) | |

注1）固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
注2）変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
注3）(　)内は構成比です。

### 貯金者別貯金残高

（単位：百万円、％）

| | 3年度 | 4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 組合員貯金 | 21,267 [79.6%] | 21,029 [79.1%] | △ 238 |
| 組合員以外の貯金 | 5,548 [20.4%] | 5,568 [20.9%] | 20 |
| うち地方公共団体 | 1,351 (4.7%) | 1,270 (4.8%) | △ 81 |
| うちその他非営利法人 | 230 (0.8%) | 207 (0.8%) | △ 23 |
| うちその他員外 | 3,967 (14.8%) | 4,091 (15.3%) | 124 |
| 合計 | 26,815 | 26,597 | △ 218 |

注1）[　](　)内は構成比です。

## 4. 貸出金等に関する指標

### 科目別貸出金平均残高

（単位：百万円）

| | 3年度 | 4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 手形貸付 | 279 | 290 | 11 |
| 証書貸付 | 4,274 | 3,932 | △ 342 |
| 当座貸越 | 392 | 480 | 88 |
| 割引手形 | - | - | |
| 合計 | 4,945 | 4,702 | △ 243 |

### 貸出金の金利条件別内訳

（単位：百万円、%）

| | 3年度 | 4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 固定金利貸出残高 | 1,932 | 1,996 | 64 |
| 固定金利貸出構成比 | 43.51% | 44.62% | 1.11% |
| 変動金利貸出残高 | 2,508 | 2,477 | △ 31 |
| 変動金利貸出構成比 | 56.49% | 55.38% | △1.11% |
| 残高合計 | 4,440 | 4,473 | |

### 貸出先別貸出金残高

（単位：百万円、%）

| | | 3年度 | 4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|---|
| 組合員貸出 | | 4,435 ［99.8%］ | 4,458 ［99.7%］ | 23 |
| 組合員以外の貸出 | | 5 ［0.2%］ | 15 ［0.3%］ | 10 |
| | うち地方公共団体 | 1 （0.1%） | （0.0%） | △ 1 |
| | うちその他非営利法人 | - （　%） | - （　%） | |
| | うちその他員外 | 4 （0.1%） | 15 （0.3%） | 11 |
| 合計 | | 4,440 ［100%］ | 4,473 ［100%］ | 33 |

注1）　［　］（　）内は構成比です。

## 貸出金の担保別内訳

（単位：百万円）

| | 3年度 | 4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 貯金等 | 220 | 213 | △ 7 |
| 有価証券 | － | － | |
| 動産 | － | － | |
| 不動産 | － | － | |
| その他担保物 | 43 | 41 | △ 2 |
| 計 | 263 | 254 | △ 9 |
| 農業信用基金協会保証 | 1,749 | 1,787 | 38 |
| その他保証 | － | － | |
| 計 | 1,749 | 1,787 | 38 |
| 信用 | 2,428 | 2,432 | 4 |
| 合計 | 4,440 | 4,473 | 33 |

## 債務保証見返額の担保別内訳残高

（単位：百万円）

| | 3年度 | 4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 貯金等 | | | |
| 有価証券 | | | |
| 動産 | | | |
| 不動産 | | | |
| その他担保物 | 73 | 66 | △ 7 |
| 計 | 73 | 66 | △ 7 |
| 信用 | | | |
| 合計 | 73 | 66 | △ 7 |

## 貸出金の使途別内訳

（単位：百万円、％）

| | 3年度 | 4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 設備資金残高 | 2,783 | 2,369 | △ 414 |
| 設備資金構成比 | 62.68％ | 52.96％ | △9.72％ |
| 運転資金残高 | 1,657 | 2,104 | 447 |
| 運転資金構成比 | 37.32％ | 47.04％ | 9.72％ |
| 残高合計 | 4,440 | 4,473 | 33 |

## 業種別の貸出金残高

（単位：百万円、％）

| | 3年度 | 4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 農業 | 4,260 (95.9%) | 4,176 (94.4%) | △ 84 |
| 林業 | (　%) | (　%) | |
| 水産業 | (　%) | (　%) | |
| 製造業 | (　%) | (　%) | |
| 鉱業 | (　%) | (　%) | |
| 建設業 | (　%) | (　%) | |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | (　%) | (　%) | |
| 運輸・通信業 | (　%) | (　%) | |
| 卸売・小売・飲食店 | (　%) | (　%) | |
| 金融・保険業 | (　%) | (　%) | |
| 不動産業 | (　%) | (　%) | |
| サービス業 | (　%) | (　%) | |
| 地方公共団体 | 1 (0.1%) | (　%) | △ 1 |
| その他 | 179 (4.0%) | 297 (6.6%) | 118 |
| 合計 | 4,440 (100%) | 4,473 (100%) | 33 |

注1）（　）内は構成比です

## 貯貸率・貯証率

（単位：%）

| | | 3年度 | 4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|---|
| 貯貸率 | 期末 | 16.56% | 16.81% | 0.25% |
| | 期中平均 | 19.07% | 18.16% | △0.91% |
| 貯証率 | 期末 | — | — | |
| | 期中平均 | — | — | |

注1）貯貸率(期　末)＝貸出金残高／貯金残高×100
注2）貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
注3）貯証率(期　末)＝有価証券残高／貯金残高×100
注4）貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

## ■ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別　　(単位:百万円)

| 種類 | 3年度 | 4年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 農業 | 3,858 | 3,748 | △ 110 |
| 穀作 | 391 | 427 | 36 |
| 野菜・園芸 | − | − | |
| 果樹・樹園農業 | − | − | |
| 工芸作物 | 8 | 8 | |
| 養豚・肉牛・酪農 | 3,420 | 3,211 | △ 209 |
| 養鶏・養卵 | − | − | |
| 養蚕 | − | − | |
| その他農業 | 39 | 102 | 63 |
| 農業関連団体等 | − | − | |
| 合計 | 3,858 | 3,748 | △ 110 |

注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]　　(単位:百万円)

| 種類 | 3年度 | 4年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| プロパー資金 | 2,648 | 2,638 | △ 10 |
| 農業制度資金 | 1,210 | 1,110 | △ 100 |
| 農業近代化資金 | 13 | 7 | △ 6 |
| その他制度資金 | 1,197 | 1,103 | △ 94 |
| 合計 | 3,858 | 3,748 | △ 110 |

注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象と

注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]　　(単位:百万円)

| 種類 | 3年度 | 4年度 | 増減 |
|---|---|---|---|
| 日本政策金融公庫資金 | − | − | − |
| その他 | − | − | − |
| 合計 | − | − | − |

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

## 5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高

（単位：百万円）

| | 債権額 | 保全額 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 担保 | 保証 | 引当 | 合計 |
| 【3年度】 | | | | | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | | | | | |
| 危険債権 | 41 | 23 | 18 | | 41 |
| 要管理債権 | 16 | 16 | | | 16 |
| 三月以上延滞債権 | 16 | 16 | | | 16 |
| 貸出条件緩和債権 | | | | | |
| 小計 | 57 | 39 | 18 | | 57 |
| 正常債権 | 4,575 | | | | |
| 合計 | 4,632 | 39 | 18 | | 57 |
| 【4年度】 | | | | | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | | | | | |
| 危険債権 | 40 | 27 | 13 | | 40 |
| 要管理債権 | 14 | 14 | | | 14 |
| 三月以上延滞債権 | 14 | 14 | | | 14 |
| 貸出条件緩和債権 | | | | | |
| 小計 | 54 | 41 | 13 | | 54 |
| 正常債権 | 4,493 | | | | |
| 合計 | 4,547 | 41 | 13 | | 54 |

注1） 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2） 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3） 要管理債権
「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4） 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5） 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます

注6） 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## 6. 有価証券に関する指標

### 種類別有価証券平均残高

該当する取引はありません。

（単位：百万円）

| | 3年度 | 4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 国債 | | | |
| 地方債 | | | |
| 社債 | | | |
| 株式 | | | |
| その他の証券 | | | |
| 合計 | | | |

注1）貸付有価証券は有価証券の種類毎に区分して記載しております。

### 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

（単位：百万円）

| | 3年度 | 4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|
| 商品国債 | | | |
| 商品地方債 | | | |
| 商品政府保証債 | | | |
| 貸付商品債券 | | | |
| 合計 | | | |

### 有価証券残存期間別残高

該当する取引はありません。

（単位：百万円）

| | 1年以下 | 1年超3年以下 | 3年超5年以下 | 5年超7年以下 | 7年超10年以下 | 10年超 | 期間の定めなし | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4年度 | | | | | | | | |
| 国債 | | | | | | | | |
| 地方債 | | | | | | | | |
| 社債 | | | | | | | | |
| 株式 | | | | | | | | |
| その他の証券 | | | | | | | | |
| 2年度 | | | | | | | | |
| 国債 | | | | | | | | |
| 地方債 | | | | | | | | |
| 社債 | | | | | | | | |
| 株式 | | | | | | | | |
| その他の証券 | | | | | | | | |

## 7. 有価証券等の時価情報

### ■ 有価証券の時価情報

該当する取引はありません。

[売買目的有価証券]

(単位:百万円)

| | 3年度 | | 4年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 |
| 売買目的有価証券 | | | | |

[満期保有目的有価証券]

(単位:百万円)

| | 種類 | 3年度 | | | 4年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国債 | | | | | | |
| | 地方債 | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国債 | | | | | | |
| | 地方債 | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |

[その他有価証券]

(単位:百万円)

| | 種類 | 3年度 | | | 4年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 貸借対照表計上額 | 取得価額又は償却原価 | 差額 | 貸借対照表計上額 | 取得価額又は償却原価 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えるもの | 株式 | | | | | | |
| | 国債 | | | | | | |
| | 地方債 | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | |
| 貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えないもの | 株式 | | | | | | |
| | 国債 | | | | | | |
| | 地方債 | | | | | | |
| | 小計 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | |

## 金銭の信託

該当する取引はありません。

[運用目的の金銭の信託]

(単位:百万円)

| | 3年度 | | 4年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 | 貸借対照表計上額 | 当年度の損益に含まれた評価差額 |
| 運用目的の金銭の信託 | | | | |

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位:百万円)

| | 3年度 | | | | | 4年度 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの |
| 満期保有目的の金銭の信託 | | | | | | | | | | |

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。
注2) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

[その他の金銭の信託]

(単位:百万円)

| | 3年度 | | | | | 4年度 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 | うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの | うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの |
| その他の金銭の信託 | | | | | | | | | | |

注1) 時価は期末日における市場価格等によっております。
注2) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

## デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引
## 有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

| 区分 | 3年度 期首残高 | 当期繰入額 | 当期取崩額 目的使用 | 当期取崩額 その他 | 純繰入額（△純取崩額） | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般貸倒引当金 | 20 | 18 | － | 21 | △ 1 | 19 |
| 個別貸倒引当金 | 1 | 1 | － | 1 | | 1 |
| 合計 | 21 | 19 | － | 22 | △ 1 | 20 |

| 区分 | 4年度 期首残高 | 当期繰入額 | 当期取崩額 目的使用 | 当期取崩額 その他 | 純繰入額（△純取崩額） | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般貸倒引当金 | 19 | 16 | － | 18 | △ 3 | 16 |
| 個別貸倒引当金 | 1 | 1 | － | 1 | | 1 |
| 合計 | 20 | 17 | － | 19 | △ 3 | 17 |

## 9. 貸出金償却の額

（単位：百万円）

| | 3年度 | 4年度 |
|---|---|---|
| 貸出金償却額 | － | － |

# Ⅳ. その他の事業

## 1. 営農指導事業

（単位：百万円）

| 科目 | | 3年度 金額 | 3年度 内容説明 | | 4年度 金額 | 4年度 内容説明 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 収益 | 実費収入 | 14 | 酪農指導<br>肉畜指導 | 5 農産指導 5<br>2 農政指導 2 | 11 | 酪農指導<br>肉畜指導 | 2 農産指導 5<br>2 農政指導 2 |
| | 受入助成金 | 129 | 酪農指導<br>肉畜指導 | 75 農産指導 50<br>4 | 274 | 酪農指導<br>肉畜指導 | 258 農産指導 10<br>6 |
| | 酪農体質強化対策費 | 48 | | | 46 | | |
| | 事業賦課金 | 16 | 酪農指導 | 16 | 10 | 酪農指導 | 10 |
| | 賦課金 | 51 | 正組合員割<br>面積割<br>農政指導賦課金 | 4<br>39 頭数割 5<br>3 | 50 | 正組合員割<br>面積割<br>農政指導賦課金 | 4<br>38 頭数割 5<br>3 |
| | 計 | 258 | | | 391 | | |
| 費用 | 酪農指導事業費 | 182 | 農業生産振興事業<br>営農対策指導費<br>酪農生産技術対策費<br>共励事業費<br>車両費 | 109<br><br>72<br><br>1 | 361 | 農業生産振興事業<br>営農対策指導費<br>酪農生産技術対策費<br>共励事業費<br>車両費 | 290<br><br>69<br>1<br>1 |
| | 肉畜指導事業費 | 9 | 肉畜経営改善対策費<br>受精卵事業<br>負担金・推進費<br>車両費 | 4<br>3<br>1<br>1 | 10 | 肉畜経営改善対策費<br>受精卵事業<br>負担金・推進費<br>車両費 | 5<br>3<br>1<br>1 |
| | 農産指導事業費 | 71 | 畑作奨励対策費<br>生産活動対策費<br>負担金<br>原採種圃指導費<br>生産基盤特別対策費<br>車両費 | <br>1<br>1<br>1<br>67<br>1 | 30 | 畑作奨励対策費<br>生産活動対策費<br>負担金<br>原採種圃指導費<br>生産基盤特別対策費<br>車両費 | <br>1<br>2<br>1<br>25<br>1 |
| | 農政指導事業費 | 38 | 農業後継者対策費<br>外郭組織育成費<br>情報・機関紙<br>農政活動費<br>農政対策費<br>農業振興・生活文化活動費 | 2<br>3<br>5<br>1<br>4<br>23 | 32 | 農業後継者対策費<br>外郭組織育成費<br>情報・機関紙<br>農政活動費<br>農政対策費<br>農業振興・生活文化活動費 | 2<br>2<br>4<br>1<br>4<br>19 |
| | 計 | 300 | | | 433 | | |
| | 差引事業利益 | △ 42 | | | △ 42 | | |

## 2. 共済事業

### 長期共済保有高

（単位：百万円）

| 種類 | | 3年度 | | 4年度 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 新契約高 | 保有契約高 | 新契約高 | 保有契約高 |
| 生命総合共済 | 終身共済 | 89 | 14,807 | 154 | 14,151 |
| | 定期生命共済 | 276 | 938 | 175 | 1,067 |
| | 養老生命共済 | 74 | 6,020 | 107 | 5,859 |
| | （こども共済） | (22) | (1,066) | 21 | (1,029) |
| | 医療共済 | － | 71 | － | 71 |
| | がん共済 | － | 56 | － | 55 |
| | 定期医療共済 | － | 32 | － | 32 |
| | 介護共済 | 24 | 30 | － | 30 |
| | 年金共済 | － | 1,329 | － | 1,179 |
| 建物更生共済 | | 2,364 | 19,670 | 2,660 | 20,908 |
| 合計 | | 2,827 | 42,953 | 3,096 | 43,352 |

注1）金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しております。

注2）こども共済は養老生命共済の内書を表示しております。

注3）JA共済はJA、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合には、JA及び全国共済連の両者が連帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用いただける仕組みになっております。（短期共済についても同様です。）

注4）生活障害共済、特定重度疾病共済には死亡保障がないことから、「長期共済保有高」には記載せず後掲「介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高」に記載する。

### 医療系共済の共済金額保有高

（単位：百万円）

| 種類 | 3年度 | | 4年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 医療共済 | 2 | 5 | | 4 |
| | 21 | 25 | 28 | 58 |
| がん共済 | 3 | 2 | － | 2 |
| 定期医療共済 | － | | － | |
| 合計 | 26 | 32 | 28 | 64 |

注1）金額は、医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済は入院共済の金額を表示しております。

## 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

（単位：百万円）

| 種類 | 3年度 | | 4年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 介護共済 | | 32 | | 32 |
| 生活障害共済（一時金型） | 5 | 12 | 5 | 17 |
| 生活障害共済（定期年金型） | 1 | 22 | 1 | 22 |
| 特定重度疾病共済 | 29 | 93 | 29 | 93 |
| 合計 | 35 | 159 | 35 | 164 |

注1） 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しております。

## 年金共済の年金保有高

（単位：百万円）

| 種類 | 3年度 | | 4年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 新契約高 | 保有高 | 新契約高 | 保有高 |
| 年金開始前 | 9 | 117 | 4 | 115 |
| 年金開始後 | － | 56 | － | 57 |
| 合計 | 9 | 173 | 4 | 172 |

注1） 金額は、年金年額（利益変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

## 短期共済新契約高

（単位：百万円）

| 種類 | 3年度 | 4年度 |
|---|---|---|
| 火災共済 | 5,894 | 5,990 |
| 自動車共済 | 126 | 131 |
| 傷害共済 | 9 | 9 |
| 自賠責共済 | 27 | 27 |
| 合計 | 6,056 | 6,157 |

注1） 金額は、保障金額を表示しております。

注2） 自動車共済、農機具損害共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

## 3. 販売事業

### 販売事業の品目別取扱高・手数料

[買取品]　　(単位:百万円)

| 種別 | 当期販売高 | 販売粗利益 |
|---|---|---|
| 牛個体 | 297 | 3 |
| 肉用牛・馬 | 151 | 4 |
| 畜産物計 | 448 | 7 |
| 小豆 | 185 | 19 |
| 大手亡・金時 | 25 | 3 |
| 生食馬鈴しょ | 31 | 1 |
| 漬物用大根 | 45 | 5 |
| 麦稈・乾牧草 | 11 | 1 |
| その他農産物 | | |
| 農産物計 | 297 | 29 |
| 合計 | 745 | 36 |

[受託品]　　(単位:百万円)

| 種別 | 単位 | 受託品支払高 | | 販売手数料 |
|---|---|---|---|---|
| | | 数量 | 金額 | |
| 生乳 | t | 114,174 | 10,162 | 96 |
| 牛個体 | 頭 | 850 | 293 | 5 |
| 肉用牛 | 頭 | 3,830 | 1,530 | 23 |
| デーリィビーフ | 頭 | 1,879 | 245 | 4 |
| その他畜産物 | 頭 | 42 | 5 | |
| 初生犢 | 頭 | 846 | 36 | 1 |
| 畜産物計 | | | 12,271 | 129 |
| 加工馬鈴しょ | t | 1,870 | 74 | 2 |
| 種子豆類 | 俵 | 784 | 20 | 1 |
| てん菜 | t | 22,717 | 279 | 4 |
| ブロッコリー | t | 2 | 1 | |
| 長いも | t | 15 | 3 | |
| ごぼう | t | 57 | 12 | |
| 人参 | t | 15 | 3 | |
| さやいんげん他 | t | 4 | 4 | |
| 薬用作物 | ha | 7 | 7 | |
| 農産物計 | | | 403 | 7 |
| 合計 | | | 12,674 | 136 |

## 4. 購買事業

### 購買事業の品目別取扱高

（単位：百万円）

| 種別 | | 当期売上高 | 購買粗利益 |
|---|---|---|---|
| 生産資材 | 飼料 | 4,652 | 142 |
| | 肥料 | 1,076 | 119 |
| | 農薬 | 194 | 9 |
| | 包装資材 | 48 | 4 |
| | 種苗 | 113 | 4 |
| | 一般資材 | 464 | 29 |
| | 組織購買品 | 11 | 1 |
| | 計 | 6,558 | 308 |
| 給油品 | ガソリン | 305 | 20 |
| | 灯油 | 293 | 61 |
| | 軽油 | 495 | 79 |
| | 重油 | 57 | 4 |
| | 潤滑油 | 10 | 3 |
| | その他 | 56 | 6 |
| | LPガス | 49 | 16 |
| | 計 | 1,265 | 189 |
| 合計 | | 7,823 | 497 |

# Ⅴ. 自己資本の充実の状況

## 1. 自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、％）

| 項　　目 | ３年度 | ４年度 |
|---|---|---|
| **コア資本に係る基礎項目** | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 | 2,991 | 3,070 |
| うち、出資金及び資本準備金の額 | 1,012 | 1,025 |
| うち、再評価積立金の額 | | |
| うち、利益剰余金の額 | 2,091 | 2,224 |
| うち、外部流出予定額（△） | 110 | 160 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △ 2 | △ 19 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 18 | 16 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 18 | 16 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | |
| うち、回転出資金の額 | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の４５％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | |
| コア資本に係る基礎項目の額（イ） | 3,008 | 3,086 |
| **コア資本に係る調整項目** | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額 | 1 | 1 |
| うち、のれんに係るものの額 | | |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 1 | 1 |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額 | | |
| 適格引当金不足額 | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | |
| 前払年金費用の額 | | |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額 | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | | |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 特定項目に係る１０％基準超過額 | | |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額 | | |
| 特定項目に係る１５％基準超過額 | | |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額 | | |
| コア資本に係る調整項目の額（ロ） | 1 | 1 |
| **自己資本** | | |
| 自己資本の額（（イ）－（ロ））　　（ハ） | 3,007 | 3,086 |
| **リスク・アセット　等** | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 13,995 | 13,835 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | 13,922 | 13,835 |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | | |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額 | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額 | 1,873 | 1,754 |
| 信用リスク・アセット調整額 | | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | | |
| リスク・アセット等の額の合計額（ニ） | 15,868 | 15,590 |
| **自己資本比率** | | |
| 自己資本比率（（ハ）／（ニ）） | 18.95% | 19.79% |

注）
1.「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

（単位：百万円）

| 信用リスク・アセット | 3年度 | | | 4年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b＝a×4% | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b＝a×4% |
| 我が国の地方公共団体向け | 1 | | | | | |
| 地方公共団体金融機構向け | | | | | | |
| 我が国の政府関係機関向け | | | | | | |
| 地方三公社向け | | | | | | |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 23,871 | 4,774 | 180 | 24,420 | 4,884 | 195 |
| 法人等向け | 1,173 | 1,173 | 46 | 1,131 | 1,131 | 45 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 94 | 55 | 2 | 83 | 63 | 3 |
| 抵当権付住宅ローン | 42 | 15 | 1 | 40 | 14 | 1 |
| 不動産取得等事業向け | | | | | | |
| 三月以上延滞等 | 16 | 26 | 1 | 16 | 24 | 1 |
| 取立未済手形 | 1 | | | 2 | | |
| 信用保証協会等保証付 | 1,734 | 173 | 7 | 1,783 | 178 | 7 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | | | | | | |
| 共済約款貸付 | | | | | | |
| 出資等 | 557 | 557 | 22 | 558 | 558 | 22 |
| （うち出資等のエクスポージャー） | 557 | 557 | 22 | 558 | 558 | 22 |
| （うち重要な出資のエクスポージャー） | | | | | | |
| 上記以外 | 6,276 | 7,166 | 295 | 6,109 | 7,214 | 289 |
| （うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー） | 704 | 1,760 | 70 | 704 | 1,760 | 70 |
| （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー） | 32 | 80 | 3 | 33 | 82 | 3 |
| （うち上記以外のエクスポージャー） | 5,540 | 5,326 | 213 | 5,372 | 5,372 | 215 |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計 | | | | | | |
| CVAリスク相当額÷8% | | | | | | |
| 中央清算機関関連エクスポージャー | | | | | | |
| 合計（信用リスク・アセットの額） | 33,765 | 13,939 | 554 | 34,142 | 14,066 | 563 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<br>＜基礎的手法＞ | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額<br>a | 所要自己資本額<br>b＝a×4% | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額<br>a | 所要自己資本額<br>b＝a×4% |
| | 1,754 | 70 | 1,873 | 75 |
| 所要自己資本額計 | リスク・アセット等(分母)合計<br>a | 所要自己資本額<br>b＝a×4% | リスク・アセット等(分母)合計<br>a | 所要自己資本額<br>b＝a×4% |
| | 15,590 | 623 | 15,868 | 634 |

注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3) 「三月以上延滞等」とは，元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## 3．信用リスクに関する事項

### ①　標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは，以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関 |
|---|
| 株式会社格付投資情報センター(R＆Ｉ) |
| 株式会社日本格付研究所(JCR) |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) |
| S＆Pグローバル・レーティング(S＆P) |
| フィッチレーティングスリミテッド(Fitch) |

注1)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適格格付機関 | カントリー・リスク・スコア |
|---|---|---|
| 金融機関向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー(長期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー(短期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

| | | 3年度 | | | | 4年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上延滞エクスポージャー |
| 法人 | 農業 | 1,780 | 1,780 | － | 18 | 1,683 | 1,683 | － | 16 |
| | 林業 | | | － | | | | － | |
| | 水産業 | | | － | | | | － | |
| | 製造業 | | | － | | | | － | |
| | 鉱業 | | | － | | | | － | |
| | 建設・不動産業 | | | － | | | | － | |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | | | － | | | | － | |
| | 運輸・通信業 | | | － | | | | － | |
| | 金融・保険業 | 23,767 | 23,767 | | | 24,321 | 24,321 | | |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | | | － | | | | － | |
| | 日本国政府・地方公共団体 | 1 | 1 | | | | | | |
| | 上記以外 | 1,282 | 1,259 | 23 | | 1,289 | 1,265 | 24 | |
| 個人 | | 2,647 | 2,647 | | | 2,771 | 2,771 | | |
| その他 | | 888 | － | － | 1 | 205 | － | － | |
| 業種別残高計 | | 30,365 | 29,454 | 23 | 19 | 30,269 | 30,040 | 24 | 16 |
| 1年以下 | | 25,049 | 25,049 | | － | 24,743 | 24,743 | | － |
| 1年超3年以下 | | 332 | 332 | | － | 342 | 342 | | － |
| 3年超5年以下 | | 656 | 656 | | － | 514 | 514 | | － |
| 5年超7年以下 | | 625 | 625 | | － | 600 | 600 | | － |
| 7年超10年以下 | | 1,013 | 1,013 | | － | 718 | 718 | | － |
| 10年超 | | 1,131 | 1,131 | | － | 1,246 | 1,246 | | － |
| 期限の定めのないもの | | 1,559 | 648 | 23 | － | 2,106 | 1,877 | 24 | － |
| 残存期間別残高計 | | 30,365 | 29,454 | 23 | － | 30,269 | 30,040 | 24 | － |
| 信用リスク期末残高 | | 30,365 | 29,454 | 23 | － | 30,269 | 30,040 | 24 | － |
| 信用リスク平均残高 | | 27,177 | 26,361 | | － | 28,468 | 28,252 | | － |

注1） 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。
注2） 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
注3） 「その他」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
注4） 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

### ③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

| | 3年度 | | | | | | 4年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 増減額 | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 増減額 | 期末残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | |
| 一般貸倒引当金 | 20 | 18 | | 20 | △ 2 | 18 | 18 | 16 | | 18 | △ 2 | 16 |
| 個別貸倒引当金 | 1 | 1 | | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 0 | 1 |

### ④ 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：百万円）

| | | 3年度 | | | | | | 4年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 貸出金償却 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 貸出金償却 |
| | | | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | |
| 法人 | 農業 | | | | | | | | | | | | |
| | 林業 | | | | | | | | | | | | |
| | 水産業 | | | | | | | | | | | | |
| | 製造業 | | | | | | | | | | | | |
| | 鉱業 | | | | | | | | | | | | |
| | 建設・不動産業 | | | | | | | | | | | | |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | | | | | | | | | | | | |
| | 運輸・通信業 | | | | | | | | | | | | |
| | 金融・保険業 | | | | | | | | | | | | |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | | | | | | | | | | | | |
| | 上記以外 | | | | | | | | | | | | |
| 個人 | | | | | | | | | | | | | |
| 業種別計 | | | | | | | | | | | | | |

注1） 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

## ⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位：百万円）

| | | 3年度 | 4年度 |
|---|---|---|---|
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | リスク・ウエイト0% | 147 | 105 |
| | リスク・ウエイト2% | | |
| | リスク・ウエイト4% | | |
| | リスク・ウエイト10% | 1,734 | 1,783 |
| | リスク・ウエイト20% | 23,873 | 24,422 |
| | リスク・ウエイト35% | 42 | 39 |
| | リスク・ウエイト50% | 1 | |
| | リスク・ウエイト75% | 94 | 84 |
| | リスク・ウエイト100% | 7,343 | 7,061 |
| | リスク・ウエイト150% | 17 | 16 |
| | リスク・ウエイト200% | | |
| | リスク・ウエイト250% | 736 | 737 |
| | その他 | | |
| リスク・ウェイト 1250% | | | |
| 自己資本控除額 | | | |
| 合 計 | | 33,987 | 34,247 |

**注）**

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 4．信用リスク削減手法に関する事項

### ①　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク･ウエイトを適用しています。

ただし，証券化エクスポージャーについては，これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で，算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし，エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について，被保証債権のリスク・ウェイトに代えて，保証人のリスク･ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については，①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

| | 3年度 | | 4年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 適格金融資産担保 | 保証 | 適格金融資産担保 | 保証 |
| 地方公共団体金融機構向け | | | | |
| 我が国の政府関係機関向け | | | | |
| 地方三公社向け | | | | |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | | | | |
| 法人等向け | 10 | | 8 | |
| 中小企業等向け及び個人向け | | | | |
| 抵当権付住宅ローン | | | | |
| 不動産取得等事業向け | | | | |
| 三月以上延滞等 | | | | |
| 証券化 | | | | |
| 中央清算機関関連 | | | | |
| 上記以外 | 200 | | 200 | |
| 合　計 | 210 | | 208 | |

注1）「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
注2）「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。
注3）「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150％になったエクスポージャーのことです。
注4）「上記以外」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

## ５．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## ６．証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## ７．出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当ＪＡの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

| | 3年度 | | 4年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場 | | | | |
| 非上場 | 1,260 | 1,260 | 1,261 | 1,261 |
| 合計 | 1,260 | 1,260 | 1,261 | 1,261 |

注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

| 年度 | 3年度 | | | 4年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| － | － | － | － | － | － |

④ 貸借対照表で認識され，損益計算書で認識されない評価損益の額
（その他有価証券の評価損益等）

（単位：百万円）

| 3年度 | | 4年度 | |
|---|---|---|---|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| － | － | － | － |

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

| 3年度 | | 4年度 | |
|---|---|---|---|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| － | － | － | － |

## 8．リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

下表に該当する取引はありません。

| | 3年度 | 4年度 |
|---|---|---|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー | — | — |
| マンデート方式を適用するエクスポージャー | — | — |
| 蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー | — | — |
| 蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー | — | — |
| フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー | — | — |

## 9．金利リスクに関する事項

### ①　金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要
・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当JAは、金利スワップのヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要
当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(⊿EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
・内部モデルの使用等、⊿EVEおよび⊿NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇⊿EVEおよび⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
・金利ショックに関する説明
金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク　＝　運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量(△)

## ② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

| IRRBB1：金利リスク | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 項番 | | △EVE | | △NII | |
| | | 当期末 | 前期末 | 当期末 | 前期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | △ 19 | △ 23 | 2 | |
| 2 | 下方パラレルシフト | 4 | △ 19 | 3 | |
| 3 | スティープ化 | △ 14 | △ 1 | | |
| 4 | フラット化 | 45 | 32 | | |
| 5 | 短期金利上昇 | 25 | 15 | | |
| 6 | 短期金利低下 | 44 | 5 | | |
| 7 | 最大値 | 4 | △ 1 | 3 | |
| | | 当期末 | | 前期末 | |
| 8 | 自己資本の額 | 3,085 | | 3,007 | |

# Ⅵ. 連結情報

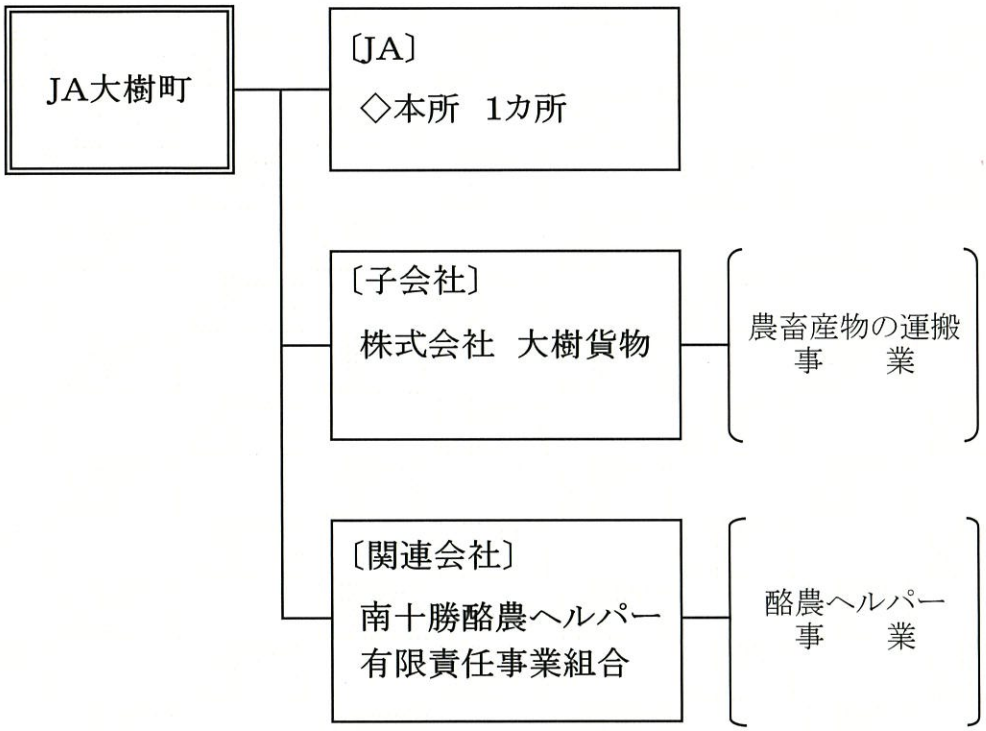
## 1. 組合およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成

### (1)組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

#### グループの概況

JA大樹町のグループは、当JA、子会社1社(子法人等を除く)、関連会社1社で構成されております。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。




### (2)組合の子会社等に関する事項

#### 子会社等について

| 会　社　名 | 業　務　内　容 | 所在地 | 設立年月日 | 資本金(万円) | 組合出資比率(組合ｸﾞﾙｰﾌﾟ出資比率) |
|---|---|---|---|---|---|
| (株)大樹貨物 | 運　　送　　業 | 大樹町 | 昭和44年8月29日 | 1,570 | 97.5% |
| 南十勝酪農ﾍﾙﾊﾟｰ有限責任事業組合 | 酪農ﾍﾙﾊﾟｰ事業 | 大樹町 | 平成19年7月4日 | 30 | 33.3% |

注1)組合グループの出資比率は当該会社に対する組合を除く組合の子会社等の出資比率です。

## 2. 連結事業概況（令和4年度）

### 直近の事業年度における事業の概況

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

令和4年度、当JAの連結決算状況は、酪農・畜産事業を始め、畑作全体においても輸送収入に大きく貢献しました。生乳生産は抑制という方向が示された中で、運送収入は591,070千円、連結経常利益282百万円、連結当期剰余金243百万円、連結純資産3,392百万円、連結総資産34,343百万円の実績となりました。

② 連結子会社等の事業概況

株式会社大樹貨物

令和４年度は、引き続くコロナウイルス感染症の影響を受けながらも、業務を停滞させることなく、遂行することが出来ましたが、平年作を下回る収量や生乳抑制の影響があり、運送収入は591百万円となり、前年比95.3%、燃料油脂費の高止まり等の影響から、営業利益は△14,560千円となり、当期純利益で△10,970千円の赤字決算と大変厳しい実績となりました。

一方、例年最重点目標としている『無事故・無災害』については、国土交通省に報告する交通事故が一件の発生も無く、日常の教訓がドライバーに浸透し、安全への意識が高まった結果と実感しています。引き続き、『無事故・無災害』が最重点である事は不変であり、令和５年度においても同様に掲げ、その達成を目指して参ります。

## 3. 連結貸借対照表・連結損益計算書・連結キャッシュ・フロー計算書・連結注記表及び連結剰余金計算書

### 連結貸借対照表（2事業年度）

（単位：百万円）

| 資産の部 | | | | 負債・資本の部 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | | | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 信用事業資産 | 現金及び預金 | 24,186 | 24,451 | 信用事業負債 | 貯金 | 26,672 | 26,474 |
| | 有価証券 | | | | 借入金 | 1,078 | 998 |
| | 貸出金 | 4,440 | 4,472 | | その他信用事業負債 | 64 | 88 |
| | その他信用事業資産 | 118 | 115 | | 債務保証 | 73 | 66 |
| | 債務保証見返 | 73 | 66 | | | | |
| | 貸倒引当金（控除） | △ 12 | △ 11 | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 計 | 28,805 | 29,093 | | 計 | 27,887 | 27,626 |
| 共済事業資産 | 共済貸付金 | | | 共済事業負債 | 共済借入金 | | |
| | その他共済事業資産 | 0 | 0 | | 共済資金 | 15 | 10 |
| | 貸倒引当金（控除） | | | | その他共済事業負債 | 33 | 32 |
| | | | | | | | |
| | 計 | 0 | 0 | | 計 | 48 | 42 |
| 経済事業資産 | 受取手形及び経済事業未収金 | 1,299 | 1,338 | 経済事業負債 | 支払手形及び経済事業未払金 | 2,083 | 2,479 |
| | 棚卸資産 | 381 | 463 | | その他経済事業債務 | 14 | 20 |
| | その他経済事業資産 | 608 | 540 | | | | |
| | 貸倒引当金（控除） | △ 6 | △ 6 | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | 計 | 2,097 | 2,499 |
| | 計 | 2,282 | 2,335 | 設備借入金 | | | |
| 雑資産 | | 327 | 365 | 雑負債 | | 565 | 639 |
| 固定資産 | 有形固定資産 | 1,331 | 1,278 | 諸引当金 | 賞与引当金 | 19 | 19 |
| | 減価償却資産 | | | | 退職給付に係る負債 | 87 | 82 |
| | 建物 | 2,292 | 2,303 | | 役員退任慰労引当金 | 39 | 44 |
| | 機械装置 | 476 | 484 | | その他引当金 | | |
| | 土地 | 220 | 220 | | | | |
| | リース資産 | 1 | 0 | | | | |
| | その他の有形固定資産 | 130 | 145 | | 計 | 145 | 145 |
| | 減価償却累計額（控除） | △ 1,789 | △ 1,874 | 繰延税金負債 | | 0 | 0 |
| | 無形固定資産 | 2 | 1 | 負債の部合計 | | 30,742 | 30,951 |
| | 計 | 1,333 | 1,279 | 組合員資本 | 出資金 | 1,012 | 1,025 |
| 外部出資 | 外部出資 | 1,238 | 1,237 | | 資本準備金 | | |
| | 外部出資等損失引当金（控除） | | | | 利益剰余金 | 2,263 | 2,386 |
| | | | | | 処分未済持分（控除） | △ 2 | △ 19 |
| | | | | | 子会社の有する親組合出資金 | 0 | 0 |
| | 計 | 1,238 | 1,238 | | 計 | 3,273 | 3,392 |
| 繰延税金資産 | | 32 | 33 | 評価差額金 | | 0 | 0 |
| 繰延資産 | | | | 少数株主持分 | | 2 | 0 |
| | | | | 純資産計 | | 3,275 | 3,392 |
| 資産計 | | 34,017 | 34,343 | 負債・純資産計 | | 34,017 | 34,343 |

## 連結損益計算書（2事業年度分）

（単位：百万円）

| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 摘　　要 |
|---|---|---|---|---|
| 信用事業収益 | 資金運用収益 | 214 | 199 | |
| | （うち預金利息） | 1 | 1 | |
| | （うち受取奨励金） | 113 | 103 | |
| | （うち有価証券利息） | 0 | 0 | |
| | （うち貸出金利息） | 97 | 86 | |
| | （うちその他受入利息） | 3 | 9 | |
| | 役務取引等収益 | 8 | 10 | |
| | その他経常収益 | 18 | 18 | |
| | 計 | 240 | 227 | |
| 信用事業費用 | 資金調達費用 | 14 | 13 | |
| | （うち貯金利息） | 6 | 6 | |
| | （うち給付補填備金繰入） | 0 | 0 | |
| | （うち借入金利息） | 8 | 7 | |
| | （うちその他支払利息） | 0 | 0 | |
| | 役務取引等費用 | | | |
| | その他事業直接費用 | | 0 | |
| | その他経常費用 | 31 | 32 | |
| | 計 | 45 | 45 | |
| 信用事業総利益 | | 195 | 182 | |
| 共済 | 共済事業収益 | 92 | 95 | |
| | 共済事業費用 | 5 | 5 | |
| 共済事業総利益 | | 87 | 90 | |
| 購買 | 購買事業収益 | 7,331 | 2,850 | |
| | 購買事業費用 | 7,184 | 2,578 | |
| 購買事業総利益 | | 147 | 272 | |
| 販売 | 販売事業収益 | 1,357 | 569 | |
| | 販売事業費用 | 906 | 172 | |
| 販売事業総利益 | | 451 | 397 | |
| 運送 | 運送事業収益 | 620 | 591 | |
| | 運送事業費用 | 615 | 606 | |
| 運送事業総利益 | | 5 | △ 15 | |
| その他 | その他事業収益 | 1,351 | 888 | |
| | その他事業費用 | 1,097 | 611 | |
| その他事業総利益 | | 254 | 277 | |
| 事業総利益 | | 1,139 | 1,203 | |
| 事業管理費 | | 951 | 961 | |
| （うち人件費） | | 661 | 661 | |
| （うちその他事業費用） | | 290 | 300 | |
| 事業利益 | | 188 | 242 | |
| 事業外収益 | | 51 | 43 | |
| 事業外費用 | | 17 | 2 | |
| 経常利益 | | 222 | 283 | |
| 特別利益 | | 4 | 0 | |
| 特別損失 | | 4 | 0 | |
| 税引前当期利益 | | 222 | 283 | |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 33 | 37 | |
| 過年度法人税戻入額 | | | | |
| 法人税等調整額 | | 4 | 3 | |
| 少数株主利益 | | | | |
| 当期剰余金 | | 185 | 243 | |

## 連結剰余金処分計算書(2事業年度分)

(単位:百万円)

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---|---|---|
| 連結剰余金期首残高 | 2,187 | 2,313 |
| 連結剰余金増加額 | 186 | 243 |
| 連結剰余金減少額 | 110 | 171 |
| (支払配当金) | 110 | 160 |
| 当期剰余金 | 185 | 243 |
| 連結剰余金期末残高 | 2,262 | 2,385 |

## ■　連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）

令和４年３月１日から令和５年２月28日まで

（単位：千円）

| 科　目 | 金　額 | 備　考 |
|---|---|---|
| 1　事業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期利益 | 283,067 | この数字を基礎(スタート)として、以下の項目を加減算する |
| 減価償却費 | 101,462 | キャッシュの減少を伴わない費用のため加算 |
| 役員退職慰労引当金の増減額 | 4,565 | 引当金の増加(減少)は、加算(減算) |
| 貸倒引当金の増減額（△は減少） | △ 994 | 引当金の増加(減少)は、加算(減算) |
| 賞与引当金の増減額（△は減少） | 196 | 引当金の増加(減少)は、加算(減算) |
| 退職給付に関する負債の増減額（△は減少 | △ 5,273 | 引当金の増加(減少)は、加算(減算) |
| 信用事業資金運用収益 | △ 199,128 | 資金運用は別に総額記載するため、収益額を減算 |
| 信用事業資金調達費用 | 13,417 | 資金調達は別に総額記載するため、費用額を加算 |
| 受取雑利息及び受取出資配当金 | △ 11,613 | 利息収入等は別に総額記載するため、収益額を減算 |
| 支払雑利息 | 12 | 利息支出は別に総額記載するため、費用額を加算 |
| 固定資産売却損益（△は益） | △ 697 | 固定資産の取引は別に総額記載するため、加減算 |
| 固定資産除却損（△は減少） | 210 | |
| (信用事業活動による資産及び負債の増減) | | |
| 貸出金の純増（△）減 | △ 31,980 | 貸出金の増加(減少)は、減算(加算) |
| 預金の純増（△）減 | △ 1,215,177 | 貸出金の増加(減少)は、減算(加算) |
| 貯金の純増減（△） | △ 198,824 | 貯金の増加(減少)は、加算(減算) |
| 信用事業借入金の純増減（△） | △ 79,236 | 借入金の増加(減少)は、加算(減算) |
| その他の信用事業資産の純増（△）減 | 2,636 | 資産の増加(減少)は、減算(加算) |
| その他の信用事業負債の純増減（△） | 24,431 | 負債の増加(減少)は、加算(減算) |
| (共済事業活動による資産及び負債の増減) | | |
| 共済資金の純増減（△） | △ 4,858 | 負債の増加(減少)は、加算(減算) |
| その他の共済事業負債の純増減（△） | △ 280 | 負債の増加(減少)は、加算(減算) |
| (経済事業活動による資産及び負債の増減) | | |
| 受取手形及び経済事業未収金の純増（△） | △ 38,777 | 資産の増加(減少)は、減算(加算) |
| 棚卸資産の純増（△）減 | △ 82,139 | 資産の増加(減少)は、減算(加算) |
| 支払手形及び経済事業未払金の純増減（△ | 396,464 | 負債の増加(減少)は、加算(減算) |
| その他の経済事業資産の純増（△）減 | 68,605 | 負債の増加(減少)は、加算(減算) |
| その他の経済事業負債の純増減（△） | 5,613 | 負債の増加(減少)は、加算(減算) |
| (その他の資産及び負債の増減) | | |
| 未払消費税等の増減（△）額 | 27,876 | 負債の増加（減少）は、加算（減算） |
| その他の資産の純増（△）減 | △ 37,799 | 資産の増加（減少）は、減算（加算） |
| その他の負債の純増減（△） | 38,085 | 負債の増加（減少）は、加算（減算） |
| 信用事業資金運用による収入 | 199,128 | 資金運用収入によるキャッシュの増加の総額 |
| 信用事業資金調達による支出 | △ 13,417 | 資金調達支出によるキャッシュの減少の総額 |
| 事業分量配当金の支払額 | △ 150,000 | 事業分量配当によるキャッシュの減少の総額 |
| 小　計 | △ 904,425 | |
| 雑利息及び出資配当金の受取額 | 11,613 | 利息・受取配当収入によるキャッシュの増加の総額 |
| 雑利息の支払額 | △ 12 | 利息支出によるキャッシュの減少の総額 |
| 法人税等の支払額 | △ 30,161 | 法人税等の支払いによるキャッシュの減少の総額 |
| 過年度遡及会計適用による影響額 | △ 10,721 | 過年度遡及に伴う事業活動によるキャッシュの影響額 |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー | △ 933,706 | ＪＡの事業遂行によるキャッシュの増加(減少)の総額 |
| 2　投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 固定資産の取得による支出 | △ 47,251 | 固定資産の取得によるキャッシュの減少の総額 |
| 固定資産の売却による収入 | 697 | 固定資産の売却によるキャッシュの減少の総額 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 46,554 | ＪＡの有価証券、固定資産、外部出資の取得等によるキャッシュの増加(減少)の総額。 |
| 3　財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 出資の増額による収入 | 11,893 | 出資金の増加によるキャッシュの増加の総額 |
| 出資の払戻しによる支出 | △ 120 | 出資金の減少によるキャッシュの減少の総額 |
| 持分の譲渡による収入 | 1,927 | 処分未済持分によるキャッシュの増加の総額 |
| 持分の取得による支出 | △ 18,907 | 処分未済持分によるキャッシュの減少の総額 |
| 出資配当金の支払額 | △ 10,063 | 出資配当によるキャッシュの減少の総額 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 15,270 | 借入金、出資増減、出資配当によるキャッシュの増加(減少)の総額。事業活動と財務活動のキャッシュフローの調整機能。 |
| 4　現金及び現金同等物に係る換算差額 | 0 | 為替差益(差損)はキャッシュの増減を伴わないため減算(加算) |
| 5　現金及び現金同等物の増加額（又は減少額 | △ 995,530 | 「1」～「4」の合計額。「6」と「7」の差額に一致する。 |
| 6　現金及び現金同等物の期首残高 | 1,501,007 | 期首におけるキャッシュの残高 |
| 7　現金及び現金同等物の期末残高 | 505,477 | 期末におけるキャッシュの残高 |

## □ 連結注記表（３年度）

### １．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

**（１）連結の範囲に関する事項**

①連結される子会社・子法人等　　１社
株式会社　大樹貨物

②非連結子会社・子法人等
南十勝酪農ヘルパー有限責任事業組合　１社

非連結子会社はいずれも小規模であり、その総資産、売上高、当期純利益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いております。

**（２）連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項**

①連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。
当ＪＡ及び連結される全ての子会社の決算日は、毎年２月末日であります。
連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により、必要な調整を行い連結しております。

**（３）連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項**

当ＪＡの出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

**（４）連結調整勘定の償却方法及び償却期間**

連結子会社等の設立時に100％取得しているため、連結調整勘定は発生しておりません。

**（５）剰余金処分項目等の取扱に関する事項**

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

**（６）連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲**

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

### ２．重要な会計方針

**（１）有価証券の評価基準及び評価方法**

①子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

②その他有価証券
〔時価のあるもの〕
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
〔時価のないもの〕
移動平均法による原価法

（２）棚卸資産の評価基準及び評価方法

①購買品　売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用）

②販売品　総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③その他の棚卸資産（加工品、原材料）総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（３）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備除く）及び平成28年４月１日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

（４）引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算出した額を計上しております。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

②外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

④退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

**（５）収益及び費用の計上基準**

①貸手側のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

貸手となっている所有権移転ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

**（６）消費税等の会計処理**

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**（７）その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項**

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

（追加情報）

改正企業会計基準第 24 号会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用に伴い、事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法及び共同計算に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載しております。

**３．表示方法の変更**

**（１）会計上の見積り開示会計基準の適用初年度**

新設された農業協同組合法施行規則第 126 条の３の２にもとづき、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号　2020 年３月 31 日）を適用し、当事業年度より繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。

**４．会計上の見積りに関する注記**

**（１）繰延税金資産の回収可能性**

①当事業年度の計算書類に計上した金額　　31,970,395 円

②その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画等を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

**（２）固定資産の減損**

①当事業年度の計算書類に計上した金額　　０円

②その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画等を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## ５．連結貸借対照表関係

**（１）資産に係る圧縮記帳額**

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は118,638千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物3,813千円、機械及び装置114,825千円

**（２）役員に対する金銭債権・債務の総額**

理事および監事に対する金銭債権の総額　　190,808千円

理事および監事に対する金銭債務はありません。

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の２第２項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ　金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ　金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ　役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

**（３）貸出金に含まれるリスク管理債権**

①貸出金のうち破綻先債権額はありません。延滞債権額41,448千円です。

なお、「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続している

ことその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税施行令第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金です。

②貸出金のうち、３か月以上延滞債権額は15,785千円です。

なお、「３か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３か月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）です。

③貸出金のうち貸出条件緩和債権額はありません。

なお、「貸出条件緩和債権」とは、債務者の再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他の債権者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３か月以上延滞債権に該当しないものです。

④　①～③の合計額は57,234千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## ５．連結損益計算書関係

### （１）棚卸資産評価の状況

販売品販売原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより次の棚卸評価損が（△1,941千円）が含まれています。

| | |
|---|---|
| 前期末　簿価切下げ額（戻入額） | △6,808千円 |
| 当期末　簿価切下げ額 | 4,867千円 |
| 相殺後の簿価切下げ額 | △1,941千円 |

### （３）追加情報

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

## ６．金融商品関係

### （１）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けています。

②金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ　信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定してい

ます。また、通常の貸出取引については、経営相談課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ　市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見直しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08％下落したものと想定した場合には、経済価値が2,482千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ　資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（２）金融商品の時価に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず③に記載しております。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|
| 預金 | 24,009,805 | 24,010,206 | 401 |
| 貸出金（＊１） | 4,472,872 | | |
| 貸倒引当金（＊２） | △12,122 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 4,460,751 | 4,553,893 | 93,142 |
| | 28,470,556 | 28,564,099 | 93,543 |
| 経済事業未収金 | 1,311,150 | | |
| 貸倒引当金（＊３） | △5,828 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 1,305,322 | 1,305,322 | |
| リース債権 | 532,618 | 531,130 | △1,488 |
| 外部出資 | 413 | 413 | |
| 資　産　計 | 30,308,908 | 30,400,964 | 92,055 |
| 貯金 | 26,815,136 | 26,811,794 | △3,341 |
| 借入金 | 1,077,755 | 1,100,025 | 22,270 |
| 経済事業未払金 | 2,095,798 | 2,095,798 | |
| リース債務 | 411,446 | 411,034 | △411 |
| 負　債　計 | 30,400,135 | 30,418,652 | 18,517 |

（＊１）貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している福利厚生資金32,369千円を含めております。

（＊２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊３）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

イ　預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、ＯＩＳ（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ　外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

ハ　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をＯＩＳで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ニ　経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権、期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ　貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをＯＩＳで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ　借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をＯＩＳで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ　経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

| | 連結貸借対照表計上額（単位：千円） |
|---|---|
| 外部出資（＊） | 1,261,024 |
| 外部出資等損失引当金 | 500 |
| 引当金控除後 | 1,260,524 |

＊外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

④金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超２年以内 | ２年超３年以内 |
|---|---|---|---|
| 預金 | 24,009,805 | － | － |
| 貸出金（＊１、２） | 1,298,933 | 625,594 | 523,104 |
| 経済事業未収金（＊３） | 1,310,132 | － | － |
| リース債権 | 143,059 | 112,318 | 93,139 |
| 合　計 | 26,761,929 | 737,912 | 616,242 |

（単位：千円）

| | ３年超４年以内 | ４年超５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|
| 預金 | － | － | － |
| 貸出金（＊１、２） | 391,874 | 326,692 | 1,290,890 |
| 経済事業未収金（＊３） | － | － | － |
| リース債権 | 79,866 | 49,609 | 54,627 |
| 合　計 | 471,740 | 376,301 | 1,345,517 |

（＊１）貸出金のうち、当座貸越281,11千円については「１年以内」に含めております。また、福利厚生貸付金15,518千円については「５年超」に含めております。

（＊２）貸出金のうち、３ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等15,785千円は償還の予定が見込まれないため、含まれておりません。

（＊３）経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,018千円は償還の予定が見込まれないため、含まれておりません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超２年以内 | ２年超３年以内 |
|---|---|---|---|
| 貯金（＊１） | 24,060,247 | 1,349,872 | 873,126 |
| 借入金 | 156,950 | 140,715 | 124,710 |
| リース債務 | 108,672 | 87,083 | 70,891 |
| 合　計 | 24,325,869 | 1,577,669 | 1,068,727 |

| | ３年超４年以内 | ４年超５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|
| 貯金（＊１） | 199,454 | 332,438 | － |
| 借入金 | 109,990 | 97,511 | 447,879 |
| リース債務 | 61,357 | 29,302 | 54,141 |
| 合　計 | 370,801 | 459,251 | 502,020 |

（＊１）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めて開示しております。

## ７．有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

### （１）有価証券の時価、評価差額に関する事項

①その他有価証券で時価のあるもの　（単位：千円）

| 種類 | | 取得原価又は償却原価 | 貸借対照表計上額 | 評価差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの | 株　式 | 83 | 413 | 330 |
| | 合　計 | 83 | 413 | 330 |

なお、上記評価差額から繰延税金負債91千円を差し引いた額が、「その他有価証券評価

差額金」に含まれております。

## 8．退職給付関係

### （1）採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、ＪＡ全国共済会との契約によるＪＡ退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### （2）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | | |
|---|---|---|
| 期首における退職給付債務 | △102,249千円 | |
| ①退職給付費用 | 22,293千円 | |
| ②退職給付の支払額 | 9,108千円 | |
| ③特定退職共済制度への拠出金 | △16,228千円 | |
| 調整額合計 | 15,173千円 | ①から③の合計 |
| 期末における退職給付債務 | △87,075千円 | 期首＋調整額 |

### （3）退職給付債務及び年金資金の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | | |
|---|---|---|
| ①退職給付債務 | △366,868千円 | |
| ②特定退職共済制度（ＪＡ全国共済会） | 279,794千円 | |
| ③未積立退職給付債務 | △87,075千円 | ①から②の合計 |
| ④貸借対照表上額純額 | △87,075千円 | |
| ⑤退職給付引当金 | △87,075千円 | |

### （4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|---|---|
| ①勤務費用の額 | 22,293千円 |

### （5）特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金8,044千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和２年５月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、95,289千円となっています。

## 9．税効果会計関係

### （1）繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金超過額 | 282千円 |
| 賞与引当金 | 5,188千円 |
| 退職給付引当金 | 24,085千円 |
| 役員退職慰労金引当金 | 10,908千円 |
| その他 | 8,019千円 |
| 繰延税金資産小計 | 48,482千円 |
| 評価性引当金 | △16,421千円 |

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産合計　（A） | 32,061千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △91千円 |
| 繰延税金負債合計　（B） | △91千円 |
| 繰延税金資産の純額（A）＋（B） | 31,970千円 |

（2）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 27.66% |
| （調整） | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.30% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.72% |
| 事業分量配当金 | △13.10% |
| 住民税均等割・事業税率差異等 | 0.26% |
| 評価性引当額の増減 | 0.48% |
| その他 | 1.13% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 16.01% |

## □ 連結注記表（４年度）

### １．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

**（１）連結の範囲に関する事項**

①連結される子会社・子法人等　　１社
　株式会社　大樹貨物
②非連結子会社・子法人等
　南十勝酪農ヘルパー有限責任事業組合　１社

非連結子会社はいずれも小規模であり、その総資産、売上高、当期純利益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いております。

**（２）連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項**

①連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。
　当ＪＡ及び連結される全ての子会社の決算日は、毎年２月末日であります。
　連結される子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により、必要な調整を行い連結しております。

**（３）連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項**

当ＪＡの出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

**（４）連結調整勘定の償却方法及び償却期間**

連結子会社等の設立時に100％取得しているため、連結調整勘定は発生しておりません。

**（５）剰余金処分項目等の取扱に関する事項**

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

**（６）連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲**

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

### ２．重要な会計方針

**（１）有価証券の評価基準及び評価方法**

①子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法
②その他有価証券
〔時価のあるもの〕
　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
〔時価のないもの〕
　移動平均法による原価法

（２）棚卸資産の評価基準及び評価方法

①購買品　売価還元法による原価法（値下額及び値下取消額を除外した売価還元法の原価率を適用）

②販売品　総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③その他の棚卸資産（原材料、家畜授精棚卸品）　総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

（３）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備除く）及び平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

（４）引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、つぎのとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実積率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

②外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

③賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

④退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

⑤役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

**（５）収益及び費用の計上基準**

①収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）（以下、収益認識に関する会計基準等）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・生乳検査事業

生乳検査施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・利用事業

主にコントラクター等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

・生産改良事業

乳用牛や肉用牛等の授精等を行う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、授精等の役務の提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

②貸手側のファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

貸手となっている所有権移転ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

**（６）消費税及び地方消費税の会計処理の方法**

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**（７）その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項**

①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、利用事業収益のうち、当組合が代理人として農機購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

③共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定の残高は、貸借対照表の経済受託債権に計上しております。

## 3．会計方針の変更

### （1）収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、収益認識に関する会計基準等を当事業年度の期首から適用しており、以下の通り会計処理方法の一部を見直しています。なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

（全道共計等に委託した販売事業の収益を共計全体の進捗率を用いて認識）

販売事業のうち全道共計等へ委託して販売する小麦、澱原馬鈴薯及び大豆について、従来は集荷した時点で収益を認識しておりましたが、全道共計等の販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の販売事業収益が 3,712 千円増加し、販売事業総利益が 3,712 千円増加しております。これにより、事業収益が 3,712 千円増加し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ 3,712 千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高が 10,521 千円減少しております。

（代理人取引について、収益の計上を総額から純額に変更）

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が 5,882,853 千円、購買事業費用が 5,882,853 千円減少、販売事業収益が 448,060 千円、販売事業費用が 448,060 千円減少、利用事業収益が 428,945 千円、利用事業費用が 428,945 千円減少しております。これによ

り、事業収益が6,759,858千円、事業費用が6,759,858千円減少しております。

（２）時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年７月４日）第 44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

４．表示方法の変更

（１）経済事業未収収益及び前受収益の表示区分の変更

収益認識会計基準等の適用により、当年度より従来雑資産に計上していた経済事業未収収益を経済事業資産のその他の経済事業資産に計上しております。同様に、従来雑負債に計上していた経済事業前受収益を経済事業負債のその他の経済事業負債として計上しております。

５．会計上の見積りに関する注記

（１）繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額　32,740千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（２）固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額　0千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、中期経営計画等を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（３）貸倒引当金

①当事業年度の計算書類に計上した金額　貸倒引当金　17,647千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ　算定方法

「重要な会計方針」のうち「引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

ロ　主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

ハ　翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（４）買取豆の在庫評価

①当事業年度の計算書類の計上の基礎とした金額　棚卸資産評価損（買取豆のみの金額）5,365千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

素俵の時価評価については、決算日時点の新聞相場を基礎としており、等級に応じて過去の販売実績等に基づき必要な加減算をして算出しております。

この仮定は将来の不確実な相場の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

６．貸借対照表関係

（１）資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は118,638千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物　3,813千円、機械及び装置　114,825千円

（２）子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額　55,205千円

子会社等に対する金銭債務の総額　153,591千円

（３）役員に対する金銭債権・債務の総額

理事および監事に対する金銭債権の総額　137,792千円

理事および監事に対する金銭債務はありません。

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の２第２項の規定により理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ　金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸付金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ロ　金銭債務については、貯金、共済契約その他の事業に係る多数人を相手方とする定型的取引によって生じたもの

ハ　役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。）の給付

（４）債権のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

①債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は

40,315千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

②債権のうち、三月以上延滞債権は14,186千円、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額（①及び②の合計額）は54,501千円です。なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 7．損益計算書関係

### （1）子会社等との取引高の総額

| | |
|---|---|
| 子会社等との取引による収益総額 | 95,373千円 |
| うち事業取引高 | 95,373千円 |
| 子会社等との取引による費用総額 | 284,865千円 |
| うち事業取引高 | 284,865千円 |

### （2）棚卸資産評価の状況

販売品販売原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより次の棚卸資産評価損(5,365千円)が含まれています。

| | |
|---|---|
| 前期末　簿価切下げ額（戻入額） | △4,867千円 |
| 当期末　簿価切下げ額 | 10,232千円 |
| 相殺後の簿価切下げ額 | 5,365千円 |

## 8．金融商品関係

### （1）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を北海道信用農業協同組合連合会へ預けています。

②金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ　信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、経営相談課が与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

ロ　市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見直しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.05％下落したものと想定した場合には、経済価値が1,788千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ　資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

**（２）金融商品の時価に関する事項**

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|
| 預金 | 24,318,844 | 24,309,686 | △9,158 |
| 貸出金 | 4,472,482 | | |
| 貸倒引当金（＊1） | △11,307 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 4,461,175 | 4,494,021 | 32,846 |
| | 28,780,019 | 28,803,707 | 23,688 |
| 経済事業未収金 | 1,351,105 | | |
| 貸倒引当金（＊2） | △5,647 | | |
| 貸倒引当金控除後 | 1,345,458 | 1,345,458 | |
| リース債権 | 451,777 | 450,544 | △1,233 |
| 外部出資 | 359 | 359 | |
| 資　産　計 | 30,577,613 | 30,600,068 | 22,454 |
| 貯金 | 26,597,123 | 26,575,344 | △21,779 |
| 借入金 | 998,519 | 992,373 | △6,146 |
| 経済事業未払金 | 2,493,318 | 2,493,318 | |
| リース債務 | 358,013 | 357,006 | △1,007 |
| 負　債　計 | 30,446,973 | 30,418,041 | △28,932 |

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ　預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、ＯＩＳ（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ　外部出資

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

ハ　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をＯＩＳで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

ニ　経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権、期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

イ　貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをＯＩＳで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ロ　借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をＯＩＳで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ハ　経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

| | 貸借対照表計上額 |
|---|---|
| 外部出資 | 1,261,970千円 |
| 外部出資等損失引当金 | 500千円 |
| 引当金控除後 | 1,261,470千円 |

④金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超２年以内 | ２年超３年以内 |
|---|---|---|---|
| 預金 | 24,318,844 | － | － |
| 貸出金（＊1、2） | 1,580,332 | 547,369 | 415,512 |
| 経済事業未収金（＊3） | 1,349,842 | － | － |
| リース債権 | 119,007 | 103,736 | 90,639 |
| 合　計 | 27,368,025 | 651,105 | 506,151 |

| | ３年超４年以内 | ４年超５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|
| 預金 | － | － | － |
| 貸出金（＊1、2） | 351,038 | 284,286 | 1,279,759 |
| 経済事業未収金（＊3） | － | － | － |
| リース債権 | 56,740 | 33,623 | 48,035 |
| 合　計 | 407,778 | 317,909 | 1,327,794 |

（＊１）貸出金のうち、当座貸越621,302千円については「１年以内」に含めております。

（＊２）貸出金のうち、３ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等14,186千円は償還の予定が見込まれないため、含まれておりません。

（＊３）経済事業未収金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,263千円は償還の予定が見込まれないため、含まれておりません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

| | １年以内 | １年超２年以内 | ２年超３年以内 |
|---|---|---|---|
| 貯金（＊１） | 24,065,250 | 874,182 | 871,359 |
| 借入金 | 144,188 | 128,169 | 113,446 |
| リース債務 | 92,005 | 79,383 | 69,640 |
| 合　計 | 24,301,443 | 1,081,734 | 1,054,445 |

| | ３年超４年以内 | ４年超５年以内 | ５年超 |
|---|---|---|---|
| 貯金（＊１） | 300,004 | 486,328 | － |
| 借入金 | 100,962 | 88,926 | 422,828 |
| リース債務 | 37,570 | 32,251 | 47,165 |
| 合　計 | 438,536 | 607,505 | 469,993 |

（＊１）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めて開示しております。

## ９．有価証券関係

有価証券には「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

### （１）有価証券の時価、評価差額に関する事項

①その他有価証券で時価のあるもの　（単位：千円）

| 種類 | | 取得原価又は償却原価 | 貸借対照表計上額 | 評価差額 |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの | 株　式 | 83 | 359 | 276 |
| | 合　計 | 83 | 359 | 276 |

なお、上記評価差額から繰延税金負債76千円を差し引いた額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

## １０．退職給付関係

### （１）採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、ＪＡ全国共済会との契約によるＪＡ退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### （２）退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

| | | |
|---|---|---|
| 期首における退職給付引当金 | △87,075千円 | |
| ① 退職給付費用 | △22,595千円 | |
| ② 退職給付の支払額 | 9,781千円 | |
| ③ 特定退職共済制度への拠出金 | 18,087千円 | |
| 調整額合計 | 5,273千円 | ①から③の合計 |
| 期末における退職給付債務 | △81,802千円 | 期首＋調整額 |

（３）退職給付債務及び年金資金の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | | |
|---|---|---|
| ① 退職給付債務 | △364,650千円 | |
| ② 特定退職共済制度（ＪＡ全国共済会） | 282,847千円 | |
| ③ 未積立退職給付債務 | △81,802千円 | ①から②の合計 |
| ④ 貸借対照表上額純額 | △81,802千円 | |
| ⑤ 退職給付引当金 | △81,802千円 | |

（４）退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|---|---|
| ①勤務費用の額 | 22,595千円 |

（５）特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金8,044千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和４年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、78,137千円となっています。

１１．税効果会計関係

（１）繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金超過額 | 349千円 |
| 賞与引当金 | 5,242千円 |
| 退職給付引当金 | 22,626千円 |
| 役員退職慰労金引当金 | 12,171千円 |
| その他 | 10,518千円 |
| 繰延税金資産小計 | 50,906千円 |
| 評価性引当額 | △18,091千円 |
| 繰延税金資産合計　（Ａ） | 32,815千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △76千円 |
| 繰延税金負債合計　（Ｂ） | △76千円 |
| 繰延税金資産の純額（Ａ）＋（Ｂ） | 32,739千円 |

（２）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

| | |
|---|---|
| 法定実効税率 | 27.66% |
| （調整） | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.23% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △0.52% |
| 事業分量配当金 | △14.12% |
| 住民税均等割・事業税率差異等 | 0.74% |
| 評価性引当額の増減 | 0.57% |
| その他 | △0.85% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 13.71% |

## １２．収益認識に関する注記

（１）収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記　収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## １３．キャッシュ・フロー計算書に関する注記

（１）キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

## 4. 農協法に基づく開示債権の状況

（単位：百万円）

| 項　　目 | | 3年度 | 4年度 | 増　減 |
|---|---|---|---|---|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | | | | |
| 危険債権額 | | 41 | 40 | △ 1 |
| 要管理債権額 | | 16 | 14 | △ 2 |
| | 三月以上延滞債権額 | 16 | 14 | △ 2 |
| | 貸出条件緩和債権額 | | | |
| 小計 | | 57 | 54 | △ 3 |
| 正常債権額 | | 4,575 | 4,493 | △ 82 |
| 合計 | | 4,632 | 4,547 | △ 85 |

注1）破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2）危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3）要管理債権
「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額を

注4）三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5）貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6）正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## 5. 連結事業年度の最近5年間の主要な経営指標

（単位：百万円、％）

| 項目 | | 30年度 | 31年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 連結経常収支（事業収益） | | 10,247 | 10,874 | 10,013 | 10,991 | 5,220 |
| | 信用事業収益 | 243 | 250 | 244 | 240 | 227 |
| | 共済事業収益 | 96 | 96 | 93 | 92 | 95 |
| | 農業関連事業収益 | | | 7,784 | 8,688 | 3,419 |
| | その他事業収益 | 9,908 | 10,528 | 1,892 | 1,971 | 1,479 |
| 連結経常利益 | | 163 | 181 | 217 | 222 | 282 |
| 連結当期剰余金 | | 173 | 157 | 184 | 185 | 242 |
| 連結純資産額 | | 3,065 | 3,101 | 3,178 | 3,275 | 3,392 |
| 連結総資産額 | | 31,298 | 32,141 | 32,846 | 34,017 | 34,343 |
| 連結自己資本比率 | | 22.52% | 20.09% | 18.75% | 19.13% | 19.56% |

（注）「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

## 6. 連結事業年度の事業別経常収支等

（単位：百万円）

| | | 3年度 | 4年度 |
|---|---|---|---|
| 信用事業 | 経常収益 | 240 | 227 |
| | 経常利益 | 195 | 182 |
| | 資産の額 | 28,805 | 29,093 |
| 共済事業 | 経常収益 | 92 | 95 |
| | 経常利益 | 87 | 90 |
| | 資産の額 | | |
| 農業関連事業 | 経常収益 | 8,688 | 3,419 |
| | 経常利益 | 598 | 668 |
| | 資産の額 | 2,282 | 2,335 |
| その他事業 | 経常収益 | 1,971 | 1,479 |
| | 経常利益 | 259 | 262 |
| | 資産の額 | 2,930 | 2,915 |
| 合計 | 経常収益 | 10,991 | 5,220 |
| | 経常利益 | 1,139 | 1,202 |
| | 資産の額 | 34,017 | 34,343 |

## 7. 連結自己資本の充実の状況

### 連結自己資本比率の状況

令和5年2月末における自己資本比率は、19.56%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○ 普通出資による資本調達額

| 項　　目 | 内　　容 |
|---|---|
| 発行主体 | 大樹町農業協同組合 |
| 資本調達手段の種類 | 普通出資 |
| コア資本にかかる基礎的項目に算入した額 | 1,025百万円 （前年度 1,011百万円） |

## (1)自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

| 項　　目 | 3年度 | 4年度 |
|---|---|---|
| **コア資本に係る基礎項目** | | |
| 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額 | 3,003,893 | 3,059,243 |
| うち、出資金及び資本準備金の額 | 1,011,781 | 1,025,226 |
| うち、再評価積立金の額 | | |
| うち、利益剰余金の額 | 2,104,138 | 2,212,987 |
| うち、外部流出予定額（△） | △ 110,099 | △ 160,063 |
| うち、上記以外に該当するものの額 | △ 1,927 | △ 18,907 |
| コア資本に算入される評価・換算差額等 | | |
| うち、退職給付に係るものの額 | | |
| コア資本に係る調整後非支配株主持分の額 | | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 17,527 | 16,385 |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 17,527 | 16,385 |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | |
| うち、回転出資金の額 | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の４５％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | | |
| コア資本に係る基礎項目の額（イ） | 3,021,420 | 3,075,628 |
| **コア資本に係る調整項目** | | |
| 無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額の合計額 | 1,876 | 1,496 |
| うち、のれんに係るものの額 | | |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | 1,876 | 1,496 |
| 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額 | | |
| 適格引当金不足額 | | |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | | |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | | |
| 退職給付に係る資産の額 | | |
| 自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く）の額 | | |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | | |
| 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 特定項目に係る１０％基準超過額 | | |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額 | | |
| 特定項目に係る１５％基準超過額 | | |
| うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額 | | |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | | |
| うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額 | | |
| コア資本に係る調整項目の額（ロ） | 1,876 | 1,496 |
| **自己資本** | | |
| 自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ） | 3,019,544 | 3,074,132 |
| **リスク・アセット　等** | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 13,847,044 | 13,883,164 |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | | |
| うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額 | | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 73,106 | 59 |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額 | 1,929,301 | 1,754,069 |
| 信用リスク・アセット調整額 | | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | | |
| リスク・アセット等の額の合計額（ニ） | 15,776,345 | 15,589,667 |
| **連結自己資本比率** | | |
| 連結自己資本比率（（ハ）／（ニ）） | 19.13％ | 19.79％ |

注）
1.「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、
　オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

## (2)自己資本の充実度に関する事項

### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位:百万円)

| 信用リスク・アセット | 3年度 | | | 4年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% | エクスポージャーの期末残高 | リスク・アセット額 a | 所要自己資本額 b=a×4% |
| 我が国の地方公共団体向け | 1 | | | | | |
| 地方公共団体金融機構向け | | | | | | |
| 我が国の政府関係機関向け | | | | | | |
| 地方三公社向け | | | | | | |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 23,871 | 4,774 | 180 | 24,420 | 4,884 | 195 |
| 法人等向け | 1,173 | 1,173 | 46 | 1,131 | 1,131 | 45 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 94 | 55 | 2 | 83 | 63 | 3 |
| 抵当権付住宅ローン | 42 | 15 | 1 | 40 | 14 | 1 |
| 不動産取得等事業向け | | | | | | |
| 三月以上延滞等 | 16 | 26 | 1 | 16 | 24 | 1 |
| 取立未済手形 | 1 | | | 2 | | |
| 信用保証協会等保証付 | 1,734 | 173 | 7 | 1,783 | 178 | 7 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | | | | | | |
| 共済約款貸付 | | | | | | |
| 出資等 | 557 | 557 | 22 | 558 | 558 | 22 |
| (うち出資等のエクスポージャー) | 557 | 557 | 22 | 558 | 558 | 22 |
| (うち重要な出資のエクスポージャー) | | | | | | |
| 上記以外 | 6,276 | 7,166 | 295 | 6,109 | 7,214 | 289 |
| (うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー) | 704 | 1,760 | 70 | 704 | 1,760 | 70 |
| (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) | 32 | 80 | 3 | 33 | 82 | 3 |
| (うち上記以外のエクスポージャー) | 5,540 | 5,326 | 213 | 5,372 | 5,372 | 215 |
| 標準的手法を適用するエクスポージャー別計 | | | | | | |
| CVAリスク相当額÷8% | | | | | | |
| 中央清算機関関連エクスポージャー | | | | | | |
| 合計(信用リスク・アセットの額) | 33,765 | 13,939 | 554 | 34,142 | 14,066 | 563 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<br>＜基礎的手法＞ | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額<br>a | 所要自己資本額<br>b＝a×4% | オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額<br>a | 所要自己資本額<br>b＝a×4% |
| | 1,754 | 70 | 1,873 | 75 |
| 所要自己資本額計 | リスク・アセット等(分母)合計<br>a | 所要自己資本額<br>b＝a×4% | リスク・アセット等(分母)合計<br>a | 所要自己資本額<br>b＝a×4% |
| | 15,590 | 623 | 15,868 | 634 |

注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3) 「三月以上延滞等」とは，元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## （3）信用リスクに関する事項

### リスク管理の手法及び手続の概要

連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。
なお、JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照ください。

### ①　標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは，以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

| 適格格付機関 |
|---|
| 株式会社格付投資情報センター(R＆Ｉ) |
| 株式会社日本格付研究所(JCR) |
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) |
| S＆Pグローバル・レーティング(S＆P) |
| フィッチレーティングスリミテッド(Fitch) |

注1)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

| エクスポージャー | 適格格付機関 | カントリー・リスク・スコア |
|---|---|---|
| 金融機関向けエクスポージャー | | 日本貿易保険 |
| 法人等向けエクスポージャー(長期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |
| 法人等向けエクスポージャー(短期) | R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch | |

## ② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

| | | 3年度 | | | | 4年度 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上延滞エクスポージャー | 信用リスクに関するエクスポージャーの残高 | うち貸出金等 | うち債券 | 三月以上延滞エクスポージャー |
| 法人 | 農業 | 1,780 | 1,780 | － | 18 | 1,683 | 1,683 | － | 16 |
| | 林業 | | | － | | | | － | |
| | 水産業 | | | － | | | | － | |
| | 製造業 | | | － | | | | － | |
| | 鉱業 | | | － | | | | － | |
| | 建設・不動産業 | | | － | | | | － | |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | | | － | | | | － | |
| | 運輸・通信業 | | | － | | | | － | |
| | 金融・保険業 | 23,767 | 23,767 | | | 24,321 | 24,321 | | |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | | | － | | | | － | |
| | 日本国政府・地方公共団体 | 1 | 1 | | | | | | |
| | 上記以外 | 1,282 | 1,259 | 23 | | 1,289 | 1,265 | 24 | |
| 個　人 | | 2,647 | 2,647 | | | 2,771 | 2,771 | | |
| その他 | | 888 | － | － | 1 | 205 | － | － | |
| 業種別残高計 | | 30,365 | 29,454 | 23 | 19 | 30,269 | 30,040 | 24 | 16 |
| 1年以下 | | 25,049 | 25,049 | | － | 24,743 | 24,743 | | － |
| 1年超3年以下 | | 332 | 332 | | － | 342 | 342 | | － |
| 3年超5年以下 | | 656 | 656 | | － | 514 | 514 | | － |
| 5年超7年以下 | | 625 | 625 | | － | 600 | 600 | | － |
| 7年超10年以下 | | 1,013 | 1,013 | | － | 718 | 718 | | － |
| 10年超 | | 1,131 | 1,131 | | － | 1,246 | 1,246 | | － |
| 期限の定めのないもの | | 1,559 | 648 | 23 | － | 2,106 | 1,877 | 24 | － |
| 残存期間別残高計 | | 30,365 | 29,454 | 23 | － | 30,269 | 30,040 | 24 | － |
| 信用リスク期末残高 | | 30,365 | 29,454 | 23 | － | 30,269 | 28,252 | 24 | － |

注1）国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2）信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3）「その他」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

注4）「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

### ③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

| | 3年度 | | | | | | 4年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 増減額 | 期末残高 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 増減額 | 期末残高 |
| | | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | |
| 一般貸倒引当金 | 20 | 18 | | 20 | △ 2 | 18 | 18 | 16 | | 18 | △ 2 | 16 |
| 個別貸倒引当金 | 1 | 1 | | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 0 | 1 |

### ④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：百万円）

| | | 3年度 | | | | | | 4年度 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 貸出金償却 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | | 期末残高 | 貸出金償却 |
| | | | | 目的使用 | その他 | | | | | 目的使用 | その他 | | |
| 法人 | 農業 | | | | | | | | | | | | |
| | 林業 | | | | | | | | | | | | |
| | 水産業 | | | | | | | | | | | | |
| | 製造業 | | | | | | | | | | | | |
| | 鉱業 | | | | | | | | | | | | |
| | 建設・不動産業 | | | | | | | | | | | | |
| | 電気・ガス・熱供給・水道業 | | | | | | | | | | | | |
| | 運輸・通信業 | | | | | | | | | | | | |
| | 金融・保険業 | | | | | | | | | | | | |
| | 卸売・小売・飲食・サービス業 | | | | | | | | | | | | |
| | 上記以外 | | | | | | | | | | | | |
| 個人 | | | | | | | | | | | | | |
| 業種別計 | | | | | | | | | | | | | |

注1）国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

## ⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位：百万円）

| | | 3年度 | 4年度 |
|---|---|---|---|
| 信用リスク削減効果勘案後残高 | リスク・ウエイト0% | 147 | 105 |
| | リスク・ウエイト2% | | |
| | リスク・ウエイト4% | | |
| | リスク・ウエイト10% | 1,734 | 1,783 |
| | リスク・ウエイト20% | 23,873 | 24,422 |
| | リスク・ウエイト35% | 42 | 39 |
| | リスク・ウエイト50% | 1 | |
| | リスク・ウエイト75% | 94 | 84 |
| | リスク・ウエイト100% | 7,343 | 7,061 |
| | リスク・ウエイト150% | 17 | 16 |
| | リスク・ウエイト200% | | |
| | リスク・ウエイト250% | 736 | 737 |
| | その他 | | |
| リスク・ウェイト 1250% | | | |
| 自己資本控除額 | | | |
| 合 計 | | 33,987 | 34,247 |

注）
1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2.「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・

## （4）信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。 信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容をご参照下さい。

### ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

| | 3年度 | | 4年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 適格金融資産担保 | 保証 | 適格金融資産担保 | 保証 |
| 地方公共団体金融機構向け | | | | |
| 我が国の政府関係機関向け | | | | |
| 地方三公社向け | | | | |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | | | | |
| 法人等向け | 10 | | 8 | |
| 中小企業等向け及び個人向け | | | | |
| 抵当権付住宅ローン | | | | |
| 不動産取得等事業向け | | | | |
| 三月以上延滞等 | | | | |
| 上記以外 | 200 | | 200 | |
| 合　計 | 210 | | 208 | |

注1） 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2） 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3） 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150％になったエクスポージャーのことです。

注4） 「上記以外」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

## （５）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## （６）証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## （７）オペレーショナルリスクに関する事項

### ① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。
また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。
ＪＡの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容を参照下さい。

## （８）出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。
ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容を参照下さい。

## （９）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

下表に該当する取引はありません。

| | 3年度 | 4年度 |
|---|---|---|
| ルックスルー方式を適用するエクスポージャー | ― | ― |
| マンデート方式を適用するエクスポージャー | ― | ― |
| 蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー | ― | ― |
| 蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー | ― | ― |
| フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー | ― | ― |

## （10）金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定手法に関する事項

連結グループの金利リスクの算定手法は、ＪＡの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。ＪＡの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容を参照下さい。

### ② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

| IRRBB1:金利リスク | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 項番 | | ⊿EVE | | ⊿NII | |
| | | 当期末 | 前期末 | 当期末 | 前期末 |
| 1 | 上方パラレルシフト | △ 19 | △ 23 | 2 | |
| 2 | 下方パラレルシフト | 4 | △ 19 | 3 | |
| 3 | スティープ化 | △ 14 | △ 1 | | |
| 4 | フラット化 | 45 | 32 | | |
| 5 | 短期金利上昇 | 25 | 15 | | |
| 6 | 短期金利低下 | 44 | 5 | | |
| 7 | 最大値 | 4 | △ 1 | 3 | |
| | | 当期末 | | 前期末 | |
| 8 | 自己資本の額 | 3,085 | | 3,007 | |

③ 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

| | 3年度 | | 4年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 | 貸借対照表計上額 | 時価評価額 |
| 上場 | | | | |
| 非上場 | 1,260 | 1,260 | 1,261 | 1,261 |
| 合計 | 1,260 | 1,260 | 1,261 | 1,261 |

注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表の合計額です。

④ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

| 3年度 | | | 4年度 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 売却益 | 売却損 | 償却額 | 売却益 | 売却損 | 償却額 |
| － | － | － | － | － | － |

⑤ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

| 3年度 | | 4年度 | |
|---|---|---|---|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| － | － | － | － |

⑥ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

| 3年度 | | 4年度 | |
|---|---|---|---|
| 評価益 | 評価損 | 評価益 | 評価損 |
| － | － | － | － |

# Ⅶ. 役員等の報酬体系 （任意・努力義務）

## 1．役　員

### （1）対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

### （2）役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

（単位：百万円）

| | 支給総額（注2） | |
|---|---|---|
| | 基本報酬 | 退職慰労金 |
| 対象役員（注1）に対する報酬等 | 27 | 27 |

（注1）対象役員は、理事9名、監事3名です。

（注2）退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

### （3）対象役員の報酬等の決定等について

#### ①　役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

#### ②　役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

## 2．職員等

### （1）対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員及び当JAの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

### （2）報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

当JAの職員の報酬等は、給与、賞与及び退職給与となっており、それぞれ理事会で定めた給与規程等に基づき、給与については毎月所定の支給日に、賞与については6月と12月に、退職金については退職後速やかに職員指定の口座に振り込みの方法で現金支給しています。

また、当JAの主要な連結子法人等の役職員の報酬等の種類及び支払方法も当JAの役員又は職員の報酬等に準じています。

令和4年度における対象職員等に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

（単位：百万円）

| 対象職員等(注1)に対する報酬等 | 支給総額(注2) | | |
|---|---|---|---|
| | 報酬・給与等 | 賞与 | 退職慰労金・退職金 |
| 当JAの職員 | ― | ― | ― |
| 主要な連結子法人等の役職員 | ― | ― | ― |

(注1)対象職員等に該当する者は、おりませんでした。

(注2)賞与及び退職慰労金・退職金については、本年度に実際の支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(注3)「主要な連結子法人等」とは、当JAの連結子法人等のうち、当JAの連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社及び経営上重要な連結子法人をいいます。

(注4)「同等額」は、令和2年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注5)「当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与えるもの」は、経済部門(役職)に携わるものを対象としています。

### （3）報酬等の決定等について

当JAの職員の給与は、年令を基準とする本人給並びに職務および職務遂行能力を基準とした職能給を併せた基本給と各種の役職と生活補助のための付加級(諸手当)からなっています。

賞与は、基本給をベースに労使交渉を踏まえて設定した月数を乗じて決定しており、退職給与は、基本給に勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額により算定しています。

いずれも労使交渉を踏まえて理事会が決定する給与規程、退職給与規程の定めるところに従って決定・管理されます。

なお、当JAの主要な連結子法人等の役職員の報酬等の決定等は、当JAの役員又は職員の報酬等の決定等に準じています。

## 3．その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

## Ⅷ. 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確　認　書

1　私は、当JAの令和4年3月1日から令和5年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

2　この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

（1）　業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

（2）　業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

（3）　重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年6月28日
大樹町農業協同組合
代表理事組合長　西川久雄

## Ⅸ. 沿革・歩み

本組合は昭和9年に設立された大樹村産業組合が母体となっていますが、その過程において昭和初期の連続凶作、あるいは経済恐慌など幾多の試練を受けました。
次いで戦時統制のなかで農業会の事業が続けられましたが、敗戦に至り占領下における自由主義への体制のもと農村の民主化、農民の地位向上を目途に農業協同組合法が公布され、農業会は解散となり、本組合は昭和23年3月発起人各位の努力により設立をみました。
しかしながら戦後の混乱期にあって、ご承知のとおり経済変動は激しく、また社会情勢も混沌としたなかで、更に打ち続く冷災害により当然組合員及び農協の経営も困難を極め苦難の路でした。
昭和初期の凶作はこれを契機に穀物を主体とした農業から種畜農業へ転換が図られ今日の基礎づくりとなったといわれています。とはいえ、その道程は長く、また平坦なものではなく戦後の十数年は畜産と農産が二分する状態で推移しており、農産物では馬鈴しょを主体に菜種、亜麻、豆類、そば、燕麦など多岐にわたっていました。（以下省略）

## 2.沿革・歩み

| | |
|---|---|
| 昭和23年 | 大樹村農業協同組合設立 |
| | 北海道知事設立認可 |
| 昭和24年 | 大樹村畜産農協を吸収合併 |
| 昭和26年 | 町制施行に伴い大樹町農業協同組合に名称変更 |
| | 有線放送施設完成 |
| | 下芽武支所設置 |
| 昭和33年 | 農協創立10周年記念式典開催 |
| 昭和36年 | 組合員勘定の導入 |
| 昭和37年 | 農協ビル建設 |
| | 駅前簡易郵便局開設 |
| 昭和43年 | 農協創立20周年記念式典開催 |
| | 農協貯金　10億円達成 |
| 昭和46年 | 地域集団自動電話設置 |
| 昭和47年 | 大樹町開拓農協を吸収合併 |
| 昭和50年 | 石坂支所閉鎖 |
| | 南十勝家畜市場開設 |
| 昭和53年 | 農協創立30周年記念式典開催 |
| | ヘイキューブ事業の操業中止 |
| 昭和54年 | 歴舟事業所設置 |
| 昭和55年 | 歴舟給油所設置 |
| | 農協貯金　50億円達成 |
| 昭和56年 | 大樹町電力利用農業協同組合解散 |
| | 農業機械修理施設　S56年度第２次農業構造改善事業（整備工場）建設 |
| 昭和57年 | 種子馬鈴薯貯蔵施設（57新地域農業生産総合振興対策事業）１棟建設 |
| | 大樹町指定代理金融機関締結 |
| 昭和58年 | 農協青年部設立20周年記念式典開催 |
| | 農協クレジットカード取扱い開始 |
| 昭和60年 | 農協信用事業オンラインシステム稼働 |
| | 全国農協貯金ネットサービスシステム稼働 |
| | 本所にＡＴＭ設置 |
| | 金融自由化に伴う大口預金の金利自由化 |
| 昭和62年 | 大樹町農協年金友の会設立 |
| | 共済保障高　300億円達成 |
| 昭和63年 | 種子馬鈴薯集出荷貯蔵施設（Ｓ63年度新農業構造改善事業）建設 |
| | 加工馬鈴薯集出荷貯蔵施設建設 |
| | 農機具格納庫（自力）建設（２棟） |
| | 農協貯金　100億円達成 |
| 平成元年 | 食用馬鈴薯集出荷貯蔵施設（H元年度農業生産体質強化総合推進対策事業１棟建設 |
| 平成２年 | 貯金、共済業務専任渉外体制確立 |
| 平成３年 | 有限会社　大樹貨物へ経営参画 |
| 平成４年 | 農協肉牛肥育センター（光地園）閉鎖 |
| | 大樹給油所建設（下大樹へ移転） |
| | 農協ＣＩ運動によりＪＡマーク導入、「ＪＡ大樹町」の呼称開始 |
| | 共済保障高　500億円達成 |
| 平成５年 | 漬物用大根加工施設（Ｈ５年度先進地農業生産総合推進対策事業－野菜処理加工施設）建設 |

| | |
|---|---|
| 平成６年 | 南十勝家畜市場閉鎖 |
| 平成８年 | 生乳運送業務を有限会社　大樹貨物に全面委託 |
| | 加工大根包装施設（Ｈ８年度フードシステム高度化対策事業－野菜加工施設）建設 |
| 平成９年 | 肥料倉庫１号建設 |
| | 種子馬鈴薯選果施設（Ｈ９年度農業生産体制強化総合推進対策事業）建設 |
| | 尾田事業所業務委託 |
| 平成10年 | 金融店舗移転拡充オープン |
| | 農協創立50周年記念式典開催 |
| | 早期是正措置導入 |
| | 生活店舗閉鎖（株）大樹協同商事コスモフードオープン |
| | 歴舟事業所業務委託 |
| 平成11年 | 税効果会計の導入 |
| | ディスクロージャー誌による情報開示 |
| 平成13年 | ＪＡ独身寮建設 |
| 平成14年 | 肥料倉庫２号建設 |
| | 農業生産　100億円達成 |
| 平成15年 | 生乳生産８万トン達成祝賀会開催 |
| | 信用担当理事の設置 |
| | 女性部創立50周年記念式典開催 |
| 平成16年 | 尾田給油所閉鎖 |
| | 生産資材課・農産販売課合同施設事務所兼店舗建設 |
| | 旧北海道森林管理局十勝西部森林管理署官舎を取得 |
| 平成17年 | 野菜真空予冷施設設置 |
| 平成18年 | 旧釧路法務局南十勝出張所を取得 |
| | ブロッコリー用製氷機取得 |
| | 日豪ＥＰＡ交渉　食料と地域の将来を考える十勝大会開催 |
| | 歴舟給油所閉鎖 |
| 平成19年 | 年金友の会20周年記念事業実施 |
| | 乳温監視記録端末システム稼働 |
| | セルフスタンド新設オープン |
| | 歴舟給油施設解体 |
| 平成20年 | 大樹町和牛生産改良組合設立30周年記念式典開催 |
| | 種子馬鈴薯第２選果施設建設 |
| | 車両整備第２工場建設 |
| 平成21年 | 電算情報総合運用監視システム導入 |
| 平成22年 | 大樹町農民協議会結成30周年記念誌発刊 |
| 平成23年 | 尾田事業所閉鎖 |
| | 馬事振興会30周年記念祝賀会開催 |
| 平成24年 | セルフスタンド５周年感謝祭 |
| 平成25年 | 本館事務所オープン |
| | 青年部創立50周年記念祝賀会開催 |
| 平成26年 | 第１・２馬鈴薯選果場選別機更新 |
| 平成27年 | 南十勝酪農ヘルパー組合職員住宅竣工 |
| 平成28年 | 第９次地域農業振興計画・ＪＡ中期経営計画策定 |
| | 農協貯金　200億円達成 |
| 平成29年 | 農業塾の開講 |

| | |
|---|---|
| 平成29年 | ＪＡ新独身寮建設 |
| 平成30年 | 生乳生産10万トン達成　祝賀会開催 |
| | 馬事振興会休止 |
| 令和元年 | 株式会社　大樹貨物創立50周年式典 |
| | 災害時用非常用電源設置 |
| 令和３年 | 生乳生産12万トン達成 |
| | 集乳車格納庫建設 |

## X. ディスクロージャー誌の記載項目について

このディスクロージャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。
なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

### ＜組合単体　農業協同組合施行規則第204条関係＞

| 開示項目 | 記載項目 |
|---|---|
| ●概況及び組織に関する事項 | |
| ○業務の運営の組織 | Ⅰ-3(ⅰ) |
| ○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名 | Ⅰ-3(ⅱ) |
| ○事務所の名称及び所在地 | Ⅰ-3(ⅲ) |
| ○特定信用事業代理業者に関する事項 | Ⅰ-3(ⅲ) |
| ●主要な業務の内容 | |
| ○主要な業務の内容 | Ⅰ-2 |
| ●主要な業務に関する事項 | |
| ○直近の事業年度における事業の概況 | Ⅱ-1 |
| ○直近の5事業年度における主要な業務の状況 | Ⅱ-2 |
| ・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計） | |
| ・経常利益又は経常損失 | |
| ・当期剰余金又は当期損失金 | |
| ・出資金及び出資口数 | |
| ・純資産額 | |
| ・総資産額 | |
| ・貯金等残高 | |
| ・貸出金残高 | |
| ・有価証券残高 | |
| ・単体自己資本比率 | |
| ・剰余金の配当の金額 | |
| ・職員数 | |
| ○直近の2事業年度における事業の状況 | Ⅲ-2,3,4,7 |
| ◇主要な業務の状況を示す指標 | |
| ・事業粗利益及び事業粗利益率 | |
| ・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支 | |
| ・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや | |
| ・受取利息及び支払利息の増減 | |
| ・総資産経常利益率及び資本経常利益率 | |
| ・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 | |
| ◇貯金に関する指標 | |
| ・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高 | |
| ・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高 | |
| ◇貸出金等に関する指標 | |
| ・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 | |
| ・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 | |
| ・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額 | |
| ・使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高 | |
| ・主要な農業関係の貸出実績 | |
| ・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 | |
| ・貯貸率の期末値及び期中平均値 | |
| ◇有価証券に関する指標 | |
| ・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高 | |
| ・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高 | |
| ・有価証券の種類別の平均残高 | |
| ・貯証率の期末値及び期中平均値 | |
| ●業務の運営に関する事項 | |
| ○リスク管理の体制 | Ⅰ-5 |
| ○法令遵守の体制 | Ⅰ-5 |
| ○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 | Ⅰ-4 |
| ○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 | Ⅰ-5 |
| ●組合の直近の2事業年度における財産の状況 | |
| ○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 | Ⅱ-3 |
| ○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 | Ⅲ-5 |
| ・破綻先債権に該当する貸出金 | |
| ・延滞債権に該当する貸出金 | |
| ・3か月以上延滞債権に該当する貸出金 | |
| ・貸出条件緩和債権に該当する貸出金 | |
| ○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額 | 該当なし |
| ○自己資本の充実の状況 | Ⅴ |
| ○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 | Ⅲ-8 |
| ・有価証券 | |
| ・金銭の信託 | |
| ・デリバティブ取引 | |
| ・金融等デリバティブ取引 | |
| ・有価証券店頭デリバティブ取引 | |
| ○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 | Ⅲ-9 |
| ○貸出金償却の額 | Ⅲ-10 |

### ＜連結（組合及び子会社等）　農業協同組合施行規則第205条関係＞

| 開示項目 | 記載項目 |
|---|---|
| ●組合及びその子会社等の概況 | |
| ○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 | Ⅵ-1(1) |
| ○組合の子会社等に関する事項 | Ⅵ-1(2) |
| ・名称 | |
| ・主たる営業所又は事務所の所在地 | |
| ・資本金又は出資金 | |
| ・事業の内容 | |
| ・設立年月日 | |
| ・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 | |
| ・組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 | |
| ●組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの | |
| ○直近の事業年度における事業の概況 | Ⅵ-2 |
| ○直近の5連結会計年度における主要な業務の状況 | Ⅵ-6 |
| ・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計） | |
| ・経常利益又は経常損失 | |
| ・当期利益又は当期損失 | |
| ・純資産額 | |
| ・総資産額 | |
| ・連結自己資本比率 | |
| ●直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの | |
| ○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書 | Ⅵ-3 |
| ○貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額 | Ⅵ-4 |
| ・破綻先債権に該当する貸出金 | |
| ・延滞債権に該当する貸出金 | |
| ・3か月以上延滞債権に該当する貸出金 | |
| ・貸出条件緩和債権に該当する貸出金 | |
| ○自己資本の充実の状況 | Ⅵ-8 |
| ○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの | Ⅵ-7 |